

平成19年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成19年6月13日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

31番 松原 勇議員

1. 遊休固定資産の有効活用について
2. 県北中高一貫教育校の実現について

21番 山本はるひ議員

1. 犬と人との共生社会について
2. 公共施設での喫煙について
3. 東那須野地区の土地利用について

23番 若松東征議員

1. 道路行政について
 - (1) 渋滞の緩和について
 - (2) 市道224号線上厚崎長久保線の道路拡張について
 - (3) 市道335号線（埼玉外周東線）の拡幅や歩道の整備について
2. 有害鳥獣駆除について
3. 福祉行政について
 - 高齢者介護予防施設について
4. 環境行政について
 - (1) 水道水源保護条例について

8番 東泉富士夫議員

1. 塩原温泉開湯1200年祭を経た、反響について
2. 塩原観光地活性化の為のもみじの植樹について
3. 多重債務者対策について

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	田代哲夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	塩谷章雄君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	二ノ宮栄治君
農務課長	臼井郁男君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	菊地一男君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	折井章君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 西那須野 支所長	織田哲徳君
農業委員会 事務局長	枝幸夫君		八木源一君
塩原支所長	櫻岡定男君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千本木武則	議事課長	深堀博
議事調査係長	斉藤兼次	議事調査係	福田博昭
議事調査係	高塩浩幸	議事調査係	佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（植木弘行君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は31名であります。

◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎発言の取り消し

○議長（植木弘行君） ここで、30番、金子哲也君から発言があります。

30番、金子哲也君。

○30番（金子哲也君） 第3回那須塩原市議会定例会の第3日目に行われました私の一般質問の中の第2番目の環境問題で、(2)の東武商事の拡張計画用地の農地転用に関する農業委員会の転用許可と考え方についての再質問の中で、不適切な発言があったために発言を取り消したいので、議会において許可されますように、市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

なお、取り消し部分は○○○○の部分であります。

よろしくをお願いします。

○議長（植木弘行君） ただいま30番、金子哲也君から発言の取り消しの申し出がありました。お諮りいたします。

これを許可することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、発言の取り消しを許可いたします。

◎市政一般質問

○議長（植木弘行君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

◇ 松原 勇 君

○議長（植木弘行君） 初めに、31番、松原勇君。

〔31番 松原 勇君登壇〕

○31番（松原 勇君） おはようございます。31番、松原勇でございます。

きょうは一般質問2間について行わせていただきます。

近年のニュースを見ると、殺人事件が頻繁に起こり、しかも凶悪な事件であります。親が子供を殺す、子供が親を殺害する。また、プライベートルームに忍び込み残虐な殺人行為をするなど、人の命の尊さを全く無視した残忍な行為でまことに残念な思いであります。

終戦後のあの混乱の時代でさえ、お互いに助け合い励ましあって生きてきたのに、生きるのに精いっぱい努力をしていたところでありました。殺人事件などは極めて少なかったと記憶しております。自由気ままに生きられるこの豊かな社会環境がこのような残忍な行為を起こす軽率な人間をつくってしまったのでしょうか。

先ごろの新聞報道によりますと、県内で自殺者が9年連続で年間500人台で推移しているということでもあります。一度しかないこの人生、1つ

しかないこの命を大切に守り、人生の価値観を高めて有意義な人生としたいものと願うところであり、人を思いやる心、相手の立場になって物事を考える人間、そんな心豊かな人づくりのために道德教育は最も重要な基本であると信じているところでもあります。

昔、教育勅語に次のような言葉があったことを思い出しますのであります。「爾臣民、父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ」と続くのでありますが、いつの時代にも共通した人間の道であります。本市の教育の基本姿勢として道德教育を推進してほしいと願うところでもあります。

それでは、一般質問に入ります。

まず1問目は、遊休固定資産の有効活用についてでございます。

1つといたしまして、事業残地や未処分保留地等を含め市が所有する未利用地の件数及び面積について伺います。

2つ目といたしまして、地域振興につながる未利用地の活用方策について伺います。

3つといたしまして、活用目的が不明確な遊休資産の処分をし財政健全化のために有効活用を図るべきかと思いますが、これについても伺いをするものであります。

4つ目といたしまして、市が有効活用の可能性のない物件については、隣接地主に売却処分と思うかがございませうか、お伺いをいたします。

5つ目といたしまして、地籍調査等で発覚した、また存在していた青地、赤道などを隣接地主に払い下げをする手続などの手助けは考えられませんか。

この5点について伺いをするものであります。

次に、中高一貫校は国、公、市立を合わせて平成18年度21校ふえて全国で197校となり、さらに2007年度以降には41校の開校が予定されていると、文部科学省の発表がありました。全国的に中高一貫教育校への関心が高まっていることを示しているものであります。

そこで、2問目に入ります。

県北中高一貫教育校の実現についてであります。

1つ、県立初の中高一貫教育校がことし宇都宮東高付属中で開校し、来年4月佐野高付属中が開校となります。

中高一貫教育校で学ぶ意欲が高まっているこの動向についてどう受けとめているのか、お伺いをいたします。

2つ目といたしまして、中高一貫教育校の通学区が県内全域となることから交通の利便性、また地理的条件は重要な要素であります。

したがって、県北地区で最適の条件を備えている高校はどこかについて伺います。

3つ目といたしまして、時代の趨勢から教育に関する機運が非常に高まっているこのとき、ぜひとも県北に中高一貫教育校を実現するために、県に対して積極的に働きかけてはと思っておりますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

31番、松原勇議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは1の遊休固定資産の有効活用についてお答えをいたします。

質問内容は、1)から5)までありますけれども、

関連がありますので、一括してお答えをいたします。

事業残地や未処分保留地等を含めた市の保有する未利用地につきましては、18年度末で276件、39.75haであります。

主な未利用地の実態といたしましては、旧学校林や団地造成の代替地など面積的には広範囲なものから、道路整備等における事業残地のように比較的小規模なものまで多様な内容となっております。

地方財政法において、「地方公共団体の財産はその所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない」という基本原則が示されており、市といたしましても、平成18年度から財産管理システムを導入し、土地情報のデータベース化や未利用地の実態把握を行っているところであります。

今年度はこれらをもとに、特に将来的にも利用目的がない未利用地につきましては、売却処分を基本とした計画的な財産管理と財源の確保を図っていきたいと考えております。

なお、平成18年度中に認定外水路を用途廃止し普通財産として隣接地主に払い下げたものが2件、認定外道路を払い下げたものが4件、その他、宅地、道路、学校用地として売却したものが3件ありました。

今後におきましても、ご提案がありました青地、赤道等の国が管理するものにつきましては、隣接地主の申請を直接手助けすることはできませんが、払い下げに関する申請の相談に迅速にこたえていきたいなど、未利用地の有効活用や地域の振興につながるような適切な財産管理を行ってまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、教育長より答弁をいたさせます。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） おはようございます。

私からは、2番の県北中高一貫教育校の実現についてお答えいたします。

まず、①の中高一貫教育校で学ぶ意欲が高まっている動向の受けとめ方についてお答えいたします。

県立中高一貫校は、平成19年4月に宇都宮東高校付属中が開校し、今年度の受験倍率は9.05倍でございました。6年間の計画的・継続的な教育活動により、個性や創造性に富んだ生徒の育成に貢献できる可能性がある中高一貫教育校への関心はかなり高いと思っております。

②と③をあわせてお答えしたいと思います。

県北地区で最適な条件を備えている高等学校については、交通の利便性や周辺地域の人口動態、公立中学校との距離など幾つか考慮すべき項目はあるかと思われまます。

しかし、県立高校再編後期計画が今年度中に公表される時期でもありますので、今はその動向を見守りたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） それでは、この1番の固定資産のところでお尋ねをいたします。

18年度で276件、39.75ha、こういう物件があるということですが、これらの中で主たるものについては今、学校跡地とか、あるいは分譲の残地とかということに数字が出てまいりましたが、もっと細かく276件の中で民地に売却しやすいものというのが、この中でどのくらいあるのかということと、もう一つは、この件数の中で、今後、市が有効活用の図れる件数、あるいは面積、これらについてはどういうとらえ方をしておりますのか、お伺いをいたします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

未利用地の全体的な件数と面積ということで、ただいま市長の方からお答えを申し上げました。

そのうち管理状況による普通財産の分類ということで、普通財産に限ってそれぞれ分筆した数値がございますけれども、1つとして、公共目的に利用しているか、利用予定のある土地ということで、合計として6.17haほど、それから他の団体や個人に貸し付けをしている土地について、合計で14.7ha、それから地理的に利用不可能な土地が21.8ha、それから公共事業に活用することを条件に寄附を受けている土地が1.9ha、それから利用目的がなく売却が可能な土地ということで、現状で把握できているのが15.2ha、合わせて39haぐらい、このくらいになってございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 今まで青地、要するに国有林、こういうものに対しての手續というのは非常に複雑で、しかも市の権限ではなかった。今回は権限移譲で市がこれらの処分対応ができるというような法改正になったということですが、この辺の具体的な手續方法とか、あるいはいつの時期からそういう分権が本市においてこられたのか。その後の動きについては、先ほどあわせて9件ほどの対応があったようではありますが、これらについてお聞きいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

事業の関係で、例えば道路用地に隣接する、関係するような赤道、青地につきましては、関係部署の方で手續を進めるということになります。それ以外の一般の国公有地の払い下げにつきましては、現状の中では総務部の方で担当していきたい、

こんなふうを考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 特に、私は有効活用の中でひとつ提言をしておきたいと思うのでありますが、道路の場合は線の買い上げでありますから、当然周辺の残地、あるいはその形状の悪い残地等がこの物件の中にあるのかなと思います。

そういう中で、花いっぱい運動でフラワーロードを老人会とか、あるいはその地域のボランティアグループ等がやっておりますが、こういった地域の景観をよくする。あるいはまた土地の有効活用を図りながら、地域のそうした環境整備に充てられる物件、あるいはその箇所、そういったものがどの程度この中にあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 現在、建設部で管理しております遊休地につきましては、道路整備等における事業残地がほとんどでございます。

比較的規模が小さいものが多くて、形も不整形というものがほとんどであることから、今のところ事業協力者からの代替地の要望があれば、そういったものは優先的に払い下げていくというのが現状でございます。

それ以外の隣接地主等からの要望等におきましては、那須塩原市法定外公共物管理条例等に準じまして普通財産として対処しておる、対処と申しますのは管理、対策、あるいは払い下げという手續になります。

また、一部の残地におきましては、ポケットパークとしまして整備していくというような状況にありますので、そういったことで地元の方からかそういったような要望があれば、それにおこたえしてある程度はそういったスポット、そういった

ものの整備等も考慮したいというふうに思っています。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 先ほど質問してちょっと答えが出てこなかったのが、権限移譲の年度がいつから権限移譲で市がこれらの青地、赤道等の処分ができるようになったのかについてお聞きします。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 国から赤道及び水路、現況として使っているものについて、国から譲与を受けましたのが平成13年から16年までの間に現地調査を行いまして、現実的に使用しているもの、水路、または道路として使用されているものについては、関係市町に譲与されたという形になっております。

それ以外のものにつきましては、赤道としても使用されていない、水路としても使用されていない。要するに、現状のものと公図上は残っているものについても、そういったものが機能的に使用されていないものにつきましては、まだ国の管理のままでございます。

ですから、青地とかそういったものについては、国の管理のままということでございますので、そういったものにつきましては、国の国有財産の払い下げ申請に基づきまして申請していただいて払い下げる、なりの手続をしていただくというような形になります。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） この残地面積がたくさんあるわけでありましたが、西那須野中央通り、黒磯の本郷通りなど新設、または拡張工事の道路があるわけでありましたが、これらの沿線、あるいはその該当地の中で宅地移転、家屋の移転等が出たかと思うんですが、これらの移転先にかかわ

る用地の確保というのはなされたことがあるんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 都市計画街路に絡んでの事業地に対する代替地の希望のことだと思いますが、そういったものにつきましては、西那須野地区におきましては、代替地を造成等を行いまして5区画指定しました。5区画ではなくて、市の代替地として4カ所整備いたしまして、そういったところに代替地の希望者の条件の合うものにつきまして、そういったものにつきまして売却をしたという例がございます。

また、3・4・1本郷通りの方におきましても、隣接地主さん等の協力を得まして、そういったところに移転をして代替地を取得したという例がございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） そうすると、この代替地はそのために購入したのか、それとも市が持っていた土地を活用したのか、これどちらだったんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） これにつきましては、市の持っていた土地ではなく、新たに購入をして造成をいたしまして代替地として提供しているものでございます。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 私は、有効活用というのはやはり市が持っていて、要するに未利用地、あるいはその目的がなくて、しかも面積がまとまっているところがあるはずでありますから、そういった有効活用をして宅地造成をして住民に供給すれば経費的にも負担が軽くて済むし、あるいは市が持っている土地の生きた使い方ということにつ

ながるんだと思いますが、そういう配慮はこの時点ではなかったのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 代替地としては事業地の隣接地、近辺にあれば一番いいということでございます。

なぜかと言いますと、地権者の方が学校の関係とか、そういった近隣のそういった住民との関係とかそういったものがございますので、市の方で持っている土地のところといたしますと、若干不備な点もございまして、そういったところを考慮いたしまして、やはり近隣のところに設けて、それを整備してそちらに移転していただくということが現状でございます。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） ぜひ土地の有効な活用、あるいはまたその地権者、移転者の生活者の要求、要望等もあるんでございましょうが、できるだけ市が持っているものの有効活用を図れたらいいんじゃないかなと思います。

この残地、あるいはまた土地利用の関連の中でお聞きしたいわけではありますが、東那須野地区、つまり新幹線駅前の西地区、北地区の区画整理事業を進めておりまして、西地区は終わったわけがありますが、今、北地区の造成中ということでございます。その中に公園地が、西地区は5カ所、北地区は4カ所ありますが、この公園の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（向井 明君） 区画整理内の公園用地につきましてでございますが、これにつきましては、その街区内公園、またその区域内の地区公園、そういった考え方で整備しておりますので、そういったものにつきましては、地域の方にそういっ

た意味で活用をしていただく、利用して、避難の誘導地でもあるということから、今のところそういった形での利用にさせていただいております。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 実は西地区の公園のある場所をちょっと歩いてみたんです。非常に見つけるのに骨折ったと思います。地図で追っては行っただけですが、市街地の真ん中辺等につくったんでございましょうが、その地域の方々のためのポケットパークの観点からつくられたんだと思うんですが、基本的には私はやはり中心市街地の活性化というのは、今、西那須もやられておりますが、これ旧町並み、あるいは落ち込んだ町を再生させる事業でございます。

したがって、そこに新しい発想の再生構想が出てきているわけではありますが、現在西地区、北地区が行っております、この区画整理事業というのは、やはりまさにこれからの新しいスタイルで、そして活気あふれる町並みを造成するということですがまず基本ではなかったのかなと思うんです。そういう意味では、都市的要素を十分含んでいることが望ましいのではないかと。そういう意味からしますと、この公園というのは、いわゆる緑があってベンチがあって公衆用トイレがあってということが望ましいことでありまして、その町を訪れる人、あるいはまた散歩、散策をする人などが出会ってベンチに座ってよもやま話をするとか情報交換してお互いに元気を確かめ合うとか、そういうような場所であると同時に、公衆用トイレの存在というのは非常に外来者にとってはありがたいサービスともいえる機関なんでありまして。これらのポケットパーク、現在のところ西地区はまだ用地の確保だけで具体的にそういったものができていないのでありますが、この今後のポケットパークの構想について、西地区については聞きたい。

それから、北地区を見ますと、そのポケットパークがあるわけでありますが、この区画の北の外れの方の変形したところに2カ所公園を持っていて、これは果たして本当にこの町並みの、あるいはその町を往来する人、訪れる人たちのための公園ではなくて、3%の義務づけの中でどこかにつくらなくちゃならない。あるいは、そのためにこうした幅寄せがされてしまっているのかなと思うのでありますが、この辺の基本的な区画の考え方についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 土地区画整理事業におきましては、地域の住民の皆様とそれから審議会の皆様と、そういった区画整理地内の土地利用につきましては、十分協議をして進めているところでございます。

そういった中で、公園の位置とか、そういったものにつきましても検討をされまして、その中で整備されているというような状況にございます。

そういったことでございますので、とりあえず今のところといいますか、整備地区、終わった地区につきましましては、そういった住民の意見を聞いて十分整備されたというふうに考えております。

また、公園の中の整備等につきましましては、とりあえず第1段階といたしまして、そういった整備を十分に終わらせたということでございます。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） そういうひとつの地域住民の声、あるいは県のアドバイスをいただいたようでありますが、先ほど申し上げましたように、やはりこれからのまちづくりの中では非常に重要なポイント、あるいはまたオアシスとしての役割機能を果たすためには、もっと設置する場所の条件というものの再考を要するのではないかと思うんですが、その再考の余地は全くないのか。ある

いは、また今後本換地までの時間がまだあるわけでありますが、その中で検討がなされることのできるのかについて。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君に申し上げます。通告の範囲を超えておりますので、通告の範囲内の質問をなさっていただきたいと思います。

31番、松原勇君に申し上げます。もう一度通告の範囲内のご質問でお願いいたします。

31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） ちょっと逸脱は承知しながらやりまして、大変恐縮でございました。訂正をさせていただきます。

要するに、これからの土地の有効利用、活用をしてほしいという思いから申し上げたわけでありまして、先ほどの質問事項については取り消しをさせていただきます。

最後に1つだけ市有地の物件の公表、大変数があるということでしたが、これはどのような方法で知らせるということがあるのか。あるいはまた最寄りの地権者がそれなりでわかるところで申請をしていくということが望ましいのか。どちらの方法なのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

先ほども市長の方から答弁申し上げましたけれども、将来的にも利用目的がない未利用地については売却処分を基本とした計画的な財産管理と財源の確保を図っていきたいというのが基本的な考えでございます。市が行う公共用地の取得、あるいは処分、それから借用については条件の統一、あるいは価格の適正化を図るために、内部的に公共用地等の取得等の審議会を設けてございます。こういった中で審議をして市長の方に報告をするという形をとっております。

そういうことで、個別に処分予定地を公募する

という考えは現在持っておりませんが、この例外規定がありまして、審議が省略できる公共用地の取得等事業ということで、例えば面積が一宅地として単独利用が困難で、隣接の土地、所有者へ随意契約で売却できるようなものというのは、この審議会で審議をする例外規定になっていますので、隣接の地権者等からそういった申し出があれば、その都度適切に対応してまいりたいと、こんなふう考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 次に、県北中高一貫校についてお伺いをいたします。

先ほど教育長の答弁の中でも、非常に関心の高まってきているものであるということが申されたわけでありまして、これらについては全く同感でありまして、今回話題として出ささせていただきました。

最終的には、この問題は県の教育委員会がどう判断するかであります。県北の地域から考えますと、やはり1つには中学生になるものの密度、要するに生徒数、こういったのも一つの要因だろうと思います。そういう部分から考えていきますと、西那須野地域の2つの中学校は700名相当の生徒数を有している地域でありますから、そういったものの緩和策の一つとしてもこの問題が考えられるのかなとそんなふうに思いますが、この中高一貫校が実現したときには、県内一円からの通学区域ということが基本にあるようでありまして、この辺で緩和策の1つという考え方については、いかがな見解をおとりでしょうか。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、西那須野地区の2つの中学校が700名超の学校がという形で、緩和策として

も考えられるのではないかとご質問なんですが、昨日の学区審議会の折に学校の適正化というふうなことを答弁したわけですが、その中でやはり地区の生徒数の動態によりましてこれは変わってくるかと思っております。

なおかつ中高一貫校の募集定員は全県1区でございますので、この点を考えますと、やはり緩和策というよりは選択肢の幅が広がるというふうなそんな考えで私たちは対処したいなと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） この通学区域が全県1区ということの見解からいたしますと、6年生から中学生になる生徒が通学手段としては近隣であれば徒歩、あるいはまた自転車、遠距離であります。路線バスか電車通学ということになりますから、自然とその条件になる学校というものが出てくるのかなと思うわけでありまして、高校生の1年の後半になりますと、バイクの試験も取れますから通学手段も変わってくると思うんですが、そういう距離的なものも含め、あるいはまた高校の規模、あるいは施設のゆとり、敷地面積、環境などさまざまな条件が求められることになると考えます。

そういう条件がある中ではございますが、ぜひとも本市の教育委員会としても声を出し、あるいは手を挙げて県に対してその後期計画の策定に向かってぜひ行動を展開していただきたいと思うのであります。今この時期に後期に入ってからということになるかもわかりませんが、今の教育長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 松原議員様の今の質問なんですが、まずこの県北地区に中高一貫校の導入を要望するような行動をとってはということなん

ですけれども、やはりこの県の高校再編計画室というふうに独自の計画再編室がありますので、そこはやはり中立を保つという性格上から各自治体の教育委員会の方では要望を直接的というよりは要望をしないというふうな形で統一されております。

先ほどの第一次答弁で申しましたように、今年度中に発表される県のその公表を待って、例えば中高一貫校の設置基準の基本的な考えを県の考えとしましては、その中高一貫を実施する高校の中に併設として中学校をするというふうなのを基本姿勢に置いております。ですので、例えばこの那須塩原地区においては、中学校が10校ありますが、どの学校においても非常に中学校とも近接しているところもございます。そうすると、県の発表を聞きながら、現在的那須塩原市の中学校と、それから中高一貫併設校の中学校、附属中学校との相互関係も考えていかなくちゃならないというところから県の動向を見守って、それを研究した課題として私どもがとらえております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

○31番（松原 勇君） 中高一貫校ということに対する期待感というのも住民、あるいはその父兄も非常に高い関心を持っている話題の一つでもございますので、これらに対しては積極的な行動が難しいとすれば、やはりそういう世論の喚起は大事なことでありますので、今後も情報を十分に教育委員会で把握をしながらひとつ内面的な行動を展開しておいていただきたい。

切に最後をお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、31番、松原勇君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 山本 はるひ 君

○議長（植木弘行君） 次に、21番、山本はるひ君。

〔21番 山本はるひ君登壇〕

○21番（山本はるひ君） 皆様、こんにちは。

ただいまより市政一般質問を行います。

このたび通告いたしました質問は3項目になりますが、いずれも市内に住んでいる人たちにとって切実な問題を取り上げました。それは立場の違うことから起きている事柄に対して、行政がどのようにかかわるのか。一見対立するように見えることについて法律で決まっていることだからという硬直な姿勢で解決できるのかという視点から提起いたします。

そして、どんな立場であれ那須塩原市に住んでいる人たちにとって住みよい町、住んでよかったと思えるまちづくりをしていくために、立場の違う市民の異なる要求に対して真摯に耳を傾けていただき、お互いが少しでもプラスの方に向かっていけるようにという思いで質問をいたします。

1、犬と人との共生社会について。

①最近、飼っている犬を家族の一員としてともに生活している人たちがふえてきています。一方で、犬の苦手な人がいることも事実です。そこで、当市において、飼い犬について何かトラブルがないかどうかお伺いいたします。

②犬を飼っている人にとっては、犬の運動と本来犬が持っている特性からリードなしで遊ばせたり、走らせたりできることがいいと思うようです。

そこで、市内の公園の一部にドッグランを設置することを考えてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

2、公共施設での喫煙について。

①公民館などの公共施設では2003年の健康増進法施行後分煙化が進んでいます。しかし、完全分煙は難しくたばこから立ち上がる副流煙が問題になっています。公民館などの公共施設は赤ちゃんや子供、高齢者も訪れるところなので、喫煙場所の位置の配慮をする。あるいは、館内を禁煙にすべきだと思いますがいかがでしょうか。

②市役所では喫煙場所を囲う形で設置しています。この方法は分煙という観点ではたばこを吸わない人への配慮としては適切かもしれませんが、余りにも目立つ場所にあるため、不快感を覚えることがあります。これでは、たばこを吸う人も吸わない人も気分がよくありません。もう少し目立たない場所に移すことはできないか、お伺いいたします。

③市内の小中学校の建物の中はすべて禁煙になっているのかどうか。また、今後の方針を伺います。

3、東那須野地区の土地利用について。

①東那須野地域は市街地と農業地域が混在しています。そのために、小さなトラブルがあると聞きます。もともと住んでいる市民と自然あふれる当市に転居してきた市民がともに住んでよかったと言えるまちづくりのために行政のすべきことは何かについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問になります。ご答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 21番、山本はるひ議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、3の東那須野地区の土地利用についてお答えをいたします。

東那須野地区におきましては、現在商用地や住宅地、農地など多様な土地利用がされております。

土地利用の方向性といたしましては、優良な農地やまとまった平地林が、那須野ヶ原ならではの景観を形成している地区でありますので、現況の土地利用の維持・保全を図りながら、都市的機能の誘導を計画的に行うこととしておりますが、東那須野駅周辺や仮称黒磯インターチェンジ周辺では、広域的な拠点としての都市的土地利用や長期的な観点からこの計画的な土地利用を図ることといたしております。

また、住んでよかったと言えるようなまちづくりにつきましては、まさに本市が目標として取り組んでいるところであります。

今後も社会基盤や生活環境の整備、福祉や教育の充実を図るとともに、住民相互の連携の強化や地域の自主的な活動を支援し、多様なライフスタイルや価値観を持った市民がともに生き生きと暮らせるまちづくりのために努めてまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、生活環境部長、教育部長、総務部長より答弁をいたさせます。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 私の方からは、第1点目にありました犬と人との共生社会について2点ご質問をいただきましたので順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の当市において、飼い犬についてトラブルがないかというご質問でございますが、この質問につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律というのがございまして、この第7条の規定によりまして犬の飼い主は動物が人の生命、身体もしくは財産に害を加え、または人に迷惑を及ぼさないことが義務づけられております。

さらに、栃木県の条例になりますが、動物の愛

護及び管理に関する条例の第5条の規定によりまして、自宅ではつないでおき、道路や公園においてはリードなどをつけることが義務づけられています。これが基本的な考え方でございます。

しかしながら、本市におきましても、放し飼いや吠える声などについて、近隣住民から苦情があるほか、道路や公園においてリードなしで犬の散歩をさせまして、またふんの始末をしない飼い主などに対しまして、市から指導をするようにという要請があるなど、飼い主のマナーに関するトラブルが発生をしております。

市といたしましては、そのような飼い主に対し法令や県の条例に基づきまして、直接指導をするほか、広報誌などにおきまして正しい飼い方について掲載し、飼い主のマナー向上を啓発しているところでございます。

次に、2点目の市内の公園にドッグランを設置してはどうかというご提案でございますが、公園の利用者から散歩中の犬が近づくだけで恐怖を感じるといった苦情も現実あります。また、設置後の維持管理や公園のスペースなどの問題等もございまして、現時点では設置する考えはございません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 2の公共施設での喫煙についてのうち、①と③あわせてお答えをしたいと思います。

公民館等の17施設における禁煙状況につきましては、館内禁煙が4館、部分禁煙が8館、館外に灰皿設置が5館となっております。

各施設におきましては、不特定多数の人が訪れるところですので、部分禁煙等では館内における副流煙による受動喫煙の問題は解決できません。

今後は館内禁煙の方向で検討していきたいと考えております。

また、市内の小中学校につきましては、現在敷地内禁煙の措置をとっている学校が2校であります。校舎内禁煙が16校、そしてその他学校につきましては、分煙による措置を講じていると、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 私からは、2の公共施設での喫煙のうち、②についてお答えをいたします。

本庁及び各支所の庁内での喫煙につきましては、本庁2カ所、西那須野支所が3カ所、塩原支所1カ所を指定しているところでございます。

喫煙対策としては、ご案内のように、厚生労働省から平成15年5月に旧ガイドラインを見直し、新たな職場における喫煙対策のためのガイドラインが示されたところであります。

塩原支所については、この新ガイドラインに沿って設計段階から空間分煙を前提とした喫煙室を設置したものであります。

また、本庁については、本年4月から受動喫煙防止対策として喫煙場所をこれまでの空気清浄機対応の5カ所からエアーカーテン設置の東庁舎と2階喫煙室のみとしたところでございます。

設置場所についてのお尋ねでございますが、会議等で来庁される市民の皆様方の喫煙率や利用動向等を見きわめながら、今後も新ガイドラインで示された基準等に基づき、快適な施設環境の形成のために必要な措置を講ずるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、項目に沿っ

て再質問いたします。

最初に、犬と人との共生社会ということなんです。ただいま部長の方からどのようなトラブルがあるかということについてお話がございました。そのことにつきましては、よくわかるところなのでありますけれども、このトラブルが起きているということに対して、市が今までやってきたことというのは、あくまでも当事者からのお話があって何か対策をとるといようなことだったと思うんですが、何かほかに積極的な対策をとっているといようなことはあるのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

基本的にはトラブル解消が第一義でございますけれども、通常のな部分の質問だと思います。

まず、登録行為があります。犬は登録していただくことになっておりますので、窓口に見えます。そのときに、県の外郭団体になりますが、そういうところで発行している犬の飼い方についてといようなリーフレット、そういうもの等で直接にお話をして啓発活動をしたり、また先ほども答弁にありましたように、広報に載せたり、それからまた毎年集団による狂犬病の予防接種というのがございまして、この際にもできる限り、お話しする機会をもって、個別になります。お話をしていくといような中で飼い主の飼い方に対するマナー向上といことで努力をさせていただいております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、そういうときに、例えば市役所の方で話をするとか、飼い主に対して何かいるときに飼い主の方から市に対してこういふふうにしてほしいといような要望と

いふのは今までにございましたでしょうか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

私の方には直接部下の方からこういふ要望等がありましたとい話は、事務的な細かな内容はあつて届かなかつたかもしれませんが、市政として何かやらなくちゃならないよな事案は報告がありませんので、特に目立つた意見はあつたといふふうには思っておりません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 先ほどご答弁にありましたように、法律では犬はつながなければいけない。例えどんなに人がいないところでもリードをつけなければいけないといのは、それはもう決まりだと思ふんですね。ですけれども、現実の問題として、今多分那須塩原市に住んでいる方、あるいはこれから新しく住み始めている方は、犬を飼う方が大変多いと思ふんです。そういう方にとって、法律はもちろん放してはいけないといふふうになっておりますが、どなたもいらつしやらない野っ原といふか、そういうところで何となく放して飼ってしまうよな現実があると思ふんですね。そういうことに対して、市としては何か対策をとっていることがありますか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

だれもいないところで放し飼いをしているところの件につきましては、なかなかパトロールを回してやるといのはなかなか難しい問題だと思います。ときどき苦情として上がっているのは、だれもいないよな、人が集らないよな空き地で、たまたま本人は思つて放していたのを逆に言うと、

ボランティアの方がついこの間ですが、たまにごみ拾いに行っているときに怖くて困ったよという話がありました。それは放す方は、本人がだれもいないと思ったんでしょうが、逆に言えば、だれもいないわけじゃなくて、ときどき来る人がごみを散らかすのでボランティアの方がごみ拾いに行った。やはりそういうことで、市といたしましては、なかなかうまく出くわさなかったんですけども、飼い主に注意をしようという行動はとりました。

それ以外の日常的に動物保護に関してそれぞれ担当の者がおりますので、日常的な巡回の中で、このためということでないんですが、そういう中で気がついた部分をご指導等をさせていただいております。

○議長（植木弘行君） ここで10分間休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは続けます。

先ほどの①のところですが、トラブルがないかということをお尋ねしたんですが、それでは②の方に移る際に当たって、トラブルの解決策ということで2番目のことをお尋ねしたいと思います。

ドッグランというのはお聞きになっていらっしゃる方もあるかと思うんですけども、これは犬が自由にリードなしで走り回れる場所ということであるんですが、ただ犬を遊ばせるということではないんですね。ここでは犬に社交性を身

につけさせるとか、ストレスを解消するとか、あるいは飼い主への指導をする、マナーの向上を、あるいはしつけ教室を開催できる。そして、犬の飼い主に対してそういうことの普及啓発の場として活用できるということで、例えば公共の施設として有名なのは駒沢のオリンピック公園、神代植物公園、そして国立では昭和記念公園などに設置されて、既にその中の公園、つまり普通の公園の中にドッグランという犬のための公園が設置されて、非常に盛況に使われているというのが現実であります。

先ほどのトラブル、ふんの問題とかにおいの問題、あるいは鳴き声の問題、そして飼い主のマナーの問題、それらがすべてとは申しませんが、その人が集う公園の中に犬が遊べる、そういう土地をつくるということで、かなりの部分が解決できるということで今注目されているわけです。

そして、そういう意味でぜひ土地がないわけではない。先ほど遊休地の話も出ましたが、もともと広い土地を持っていて、公園も非常に豊かな公園、たくさんある、この那須塩原市の中でほんの一部でもドッグランとして設置することを再度考えていただきたいと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 公園内にドッグランを整備してほしいということでございますけれども、これにつきましては、先ほど生活環境部長の方からも答弁がありましたとおり、設置後の管理とか、そういった問題がございますので、現時点では設置する考えはございません。

また、こういった施設につきましては、ドッグランとか、そういった施設につきましては、市内及び近隣の町に民間の施設もあることから、そういった施設を現段階ではご利用いただければとい

うふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） つくる考えはないと、維持管理の点でというふうにおっしゃいましたけれども、また今、民間の施設がというお言葉が出ましたが、これは民間でつくるということはお金もすごくかかるわけですし、そして遠くまで行かなければならないということで、今、市内に何頭の犬が登録されている、あるいは登録されていないのかははっきりした数は申しませんが、たくさんの犬を飼っていらっしゃるという事実があって、その犬とともに家族同様に暮らしている人たちがいて、そういう人が日ごろ、日常、犬にも健康な生活をさせたいという思いでいるということからいうと、民間の施設、例えば那須町にある施設にわざわざ行く、お金を払って行くのではなくて、この那須塩原市内の中にたくさんとは申しませんが、1カ所でいいのでそういうものをつくる考えはないかということを行っているんです。

管理の問題、それから維持の問題に関しては、つくった後いくらでも対策はあると思います。それは今できている先ほど申した都立の公園、国立の公園の実態を見ていただければ、たくさんのボランティアで管理をしている。あるいは民間の方に助けていただいて一緒に協働の形で管理しているというものでうまくいっているところがありますので、できないというのではなくて、する気があるかどうか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（向井 明君） 先ほど申し上げましたとおり、現時点では設置する考えはございません。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、視点を変えてお尋ねいたします。

ドッグランの設置を望んでいる、犬を飼っている愛犬家の皆さんが何かお手伝いできれば、あるいはこういうことをすれば設置していただけるというような考えが、もしございましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（向井 明君） 先ほど申しましたように、現時点では建設するという考えはございませんが、そういったお話があればお話はお伺いしたいというふうには思っています。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） では、もう一つ法律的な観点からお尋ねいたします。

改正された動物の愛護及び管理に関する法律では、動物は既に物ではなく命であることを強調しています。人と動物の共生、ともに生きるという理念を盛り込んであります。自然や動物を大事に思うということは非常に大切な視点であって、栃木県では年間7,000匹を超える犬や猫の致死処分数を10年で半減、将来はゼロにしたいという目標を今月の2日でしたか3日でしたか発表しています。

こういうことを考えると、今、建設部長がご答弁なさったようにそのする気はない、ほとんどできないというようなお答えでは住民の方たちの納得が得られないような気がいたしますがいかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

ちょっと問題に取り違えていないかと思いますが、ドッグランを設置すれば犬を捨てたり、ひどい虐待のような飼い方をしないで済むという直接的にはならないと思いますし、先ほど建設部長が

答弁しましたように、民間で市内に旧黒磯、旧西那須野地区とも民間でドッグランはあるんですね。

ですから、市内に民間が一方でやっていて、それを取り返す形で公共側が今までのご質問を聞いていますと公園が少ないんじゃないかと言われていの中で、その今ある公園を割いてやってしまっ

てはいかがなものかと思えます。
ですから、その辺の官民の役割分担も考えながらやっていくべきじゃないかというふうに、犬の登録指導関係を担当している部門では考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） いろいろな考え方があると思うんですが、ドッグランというのは別に愛犬家というか、犬が好きな人たちのためだけではないというふうになっていると思うんですね。

先ほど来、散歩をしている人が声を聞くだけで怖がるか、リードをつけていない犬が遠くに見ただけで怖い思いをするというようなトラブルがあると申されました。それは、私、犬が大嫌いでございますので、大変よくわかります。けれども、ドッグランを民間ではなく、公設でつくるといことの多分第一は、嫌いな人にとっても、好きな人は決まりがあるといって放してしまうと。特に、那須塩原市の場合は全く市の公園、那珂川にある公園などは人がいないことが実際にあります。何回も見に行きました。

そういう中で犬を散歩させている人たちがどなたもいらっしやらないということで、やはり放してしまうという現実があるんです。そうすると、放してしまうことは確かにいけない。法律違反だし、それを見た人が怖いと思うのも事実。けれども、であるならば、あそこのところもまだ空いているところもあるので、1カ所、ほんの少しでい

いので犬のために囲っていただければ、その散歩している人も、あるいはアユ釣りをしている人も、赤ちゃんを遊ばせに来ている人たちも安心できると。つまり、犬を嫌がっている人たちにとってもメリットがあるという意味で、双方ともにいいことだと思うんです。

それを今、部長が民間の施設があるから競合というようなことをおっしゃいましたが、具体的に言いますと、那珂川の河畔公園のところではいっばい放している犬好きな人たちの実情を見ますと、その場所のどこかちょっとでもいいので囲っていただいて、その管理に対しては何とか民間の犬好きな人たちに手伝っていただくなり、何とかそれは考えてくださる余地はあると思いますので、そういう方向でやはりいくことが、これからの那須塩原市の住民の方たちにとってもメリットだと思います。

ますます今後、団塊の世代の人たちが、もしかするとこちらに転居してくる可能性はあると思いますし、また高齢化社会が進んで、少子高齢化ということで家族の形態が子供のかわりに犬を飼う、猫を飼うという方たちもふえていきます。そのときに、那須塩原は犬を飼っても一緒にすごく、犬もストレスをためないで暮らせるんだよということが一つのメリットになる可能性がある場所だと思いますので、ぜひそういった観点で法律的にできないというようなことではなくて検討をしていただきたいと思います。そういう要望で、この質問は終わります。

次に、移ります。

次2番目、公共施設での喫煙についてです。

まず公民館などの公共施設17館につきまして、先ほど全面禁煙が4館で、部分的なものが8館、外でというところが5館ということで今後それを禁煙に持っていきたいというようなお話だったと

思うんですが、ひとつお伺いしたいのはこの差と
いうのはどこから出てきたものなのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） これ器械分煙の関係で
ございますけれども、器械具の設置されている場
所については分煙をしていると、こういうことで
ありまして、ただ今、議員おっしゃっているのは
多分館内禁煙と館内部分禁煙、そういう差がどう
だろうとこういう言い方だと思いますけれども、
これは時代といいますか、その歴史の中で公民館
がとってきた役割、そういうもの、いわゆる職員
だけじゃなくお客さんの関係がありますから、
そういう部分で地区によっても違っていると、このよう
に考えております。

ですから、今後館内については、やはり公民館
という性格上うまくないんじゃないかというこ
とで、先ほども申し上げたとおり、今後は館内につ
いては禁煙にしたいと、このように思っております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それぞれの公民館に聞
いてみると、地域によっての実情があつてたばこ
を吸うところがないと人が来なくなるというよう
な地域もあるようだということが今回わかったん
ですけれども、それにいたしましても、やはり入
り口の子供たちが来るところとか、時として小さ
いお子さんを連れのお母さんと子供のサロンをや
っているときなど、どうしてもそこで吸っている
というような状況はどう考えてもいいことではな
いと思いますので、今後は禁煙にしていこうとい
う、その今後というのをできるだけ早い時期に、そ
して禁煙ができないのであればその喫煙をする場
所を少し考慮していただいて、できるだけ副流煙の
害のないような形にしていっていただきたいと思
います。

一番言いたかったのは、いきいきふれあいセン
ターのあの入り口にあった喫煙コーナーのことだ
ったんですが、なぜかなくなりました。なくなっ
たことはとてもいいことだと思ひまして、あそこ
については苦情がたくさんありましたので、なぜ
急になくなったかはよくわからないんですが、多
分苦情がたくさんあつていけなかった、あつちや
いけないということだったと思います。そういう
ことですので、ほかの施設につきましても、苦情
のあるところないところ含めまして、きちんとや
っていただきたいように思います。

次に、市役所のことなんですけれども、先ほど
市役所本庁舎、それから支所に関してそれぞれ説
明があつたんですが、まず一番新しいところから
塩原庁舎についてなんです、平成15年対策のラ
インが変わってそれに沿ってつくつたということ
です。けれども、ここに関してはごらんになつた
かどうかかわからないんですが、新聞に投書が出
ておりました。

それは、非常に違和感があると。正面に堂々と
喫煙室があると、あれは一体だれのためなんだと
いう投書が那須塩原市の市民から出ておりました
し、私もあそこを見に行つたときに余りにも立派
な喫煙の場所で一体ここでだれが吸うんだろうな
ということでも少し申し上げたんですが、あそこを
ああいう場所、確かに煙は外には出ないですけれ
ども、図書館のすぐわきでああいうところに設置
するということはいかかなものなんでしょうか。
ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

塩原支所の喫煙所の件でございますけれども、
先ほども申し上げました新たなガイドラインの中
をもう少し細かくお話いたしますと、留意事項
ということで、喫煙者と非喫煙者が相互の立場を

十分に理解するというので、もっとかみ砕いて申し上げますと、喫煙室等は喫煙者の利用しやすさを考慮して就業する場所の近くに設けることなどという具体的な留意事項も入っております。そういうことで、あの場所は気象医学施設ということで会議室や図書館もございます。あとは事務スペース等、中間点ということで来庁者、あるいは会議で訪れる方も禁煙ですから、あの分煙室の中で喫煙していただくということで設置したわけございまして、それ以外の特別深い理由はございません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 今の風潮から言いますと、たばこというのは好みの問題ですので吸うことがいけないとかいいとかいう、そういうことは全然ないんですけども、新幹線も全部喫煙が禁止されたというようなことから言いますと、たばこを吸う人が少し立場が堂々と吸うことができにくくなっているという現状だと思うんです。そうしますと、あそこの塩原支所の喫煙室については実際にお聞きしたところ、あそこでは吸えないと、外で吸うことができると。あそこ後ろが川になっておりますので、わざわざ市役所を訪れた人が用事の途中であそこの中に入ってたばこを吸うなんてことはないんだよねという話をある会合でたばこを吸う方にお聞きしたことがございます。ということを考えますと、確かにガイドラインで便利なところといっても、あそこまで入ってすぐ目の前で見えるところ、隣に図書のコーナーがあるところにつくられたということに対しては、やはり違和感があるのは否めないことなので、その辺何とか見えにくい形にするしかないのかなと思うんですが、そういうことで吸う人もわかりにくくした方がいいんじゃないかなというふうに思うんで

す。その辺については、便利さだけでいいんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） もう2週間ほど前になりますかね、5月31日は世界禁煙デーということで、毎年のことですけれども、この日にち前後になりますと、喫煙や禁煙のマスコミ記事が流れます。県でつくっている新しい庁舎も当初予定していた喫煙室も9カ所から4カ所に減りました。3年をめどに完全禁煙にしていくということで、大体風潮としては禁煙化が進んでいくという流れは否めようがないと思います。

塩原庁舎については、空間分煙ということで当初からそういうガイドラインに沿ってつくった施設でございますので、先ほど申しましたように、喫煙率の状況とか、そういったものを考慮しながら検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） よくわかりました。

次に、西那須野庁舎なんですが、3カ所の喫煙場所がすべて多分囲われていない形で1階、2階、3階にあると思うんですね。確かに、場所は仕事しているところからは少し離れているかもしれないんですが、その辺について、西那須野の庁舎にいらっしゃる方からもどうにかならないのかというようなことは聞いておりますし、あそこを通るとやはり煙を感じる場合がございます。そこを何かどうにかするというようなお考えはございますでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 現状の中で分煙室を設置するとか、そういった考えは持っておりませんが、当面いわゆる通常の喫煙所以外の場所での禁煙ということを徹底していただくというこ

とで、当面は現状のままで進めていきたいと考えております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりましたが、西那須野庁舎については何かの工夫をしていただいて、もう少し囲っていただくようなことを考慮すべきだと思います。

最後に、この本庁舎になりますが、喫煙場所が2カ所だということだったんですけども、2階の部分について多分あそこが一番大きなところだと思います。入り口を入ると、庁舎内は喫煙場所を除いて禁煙と書いてあるんですね。何となく不思議な文章だとは思いますが、ここの庁舎については人の出入りも多いですし、職員もとても多いということで2カ所の喫煙場所というのは本当なんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） ただいまお話がありました喫煙室以外は禁煙ですという掲示の件ですが、これは旧黒磯市時代にいわゆる庁舎に分煙器を設置したときに来庁者、あるいは職員の意識づけということで掲示したものがそのまま掲示されているということで、撤去した箇所もございます。ということで、庁舎内の喫煙所は2カ所ですけれども、あくまで庁舎内は喫煙と指定していた箇所は2カ所でございます。

ポイ捨てとか外から庁舎内に入出入りする出入りに灰皿を置いてあるのは、たばこを吸っていた方がポイ捨てとかほかの場所に捨てられるとそれは火災上も危険ですから、そういった面でのポイ捨て防止ということで灰皿を設置しているということで、たまたま外の灰皿のあるところでたばこを吸っておる方はおるかもしれませんが、それは喫煙所ということの位置づけではございません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） そういうことなんですか。よくわかりました。

私は灰皿が置いてあるところは喫煙の場所というふうになっているのかなというふうに思っておりますので、2カ所ということはないだろうなというふうに思いましたが、1階の総合案内のところの人がいるところの下に、庁舎内は喫煙場所を除いて禁煙というふうに掲げてありますので、やはりいろいろたばこを吸う方もいろいろなご事情があると思いますし、私は全然吸うことがいい悪いではないんですが、この那須塩原庁舎につきましては、もう少しどこかで徹底をする形でやっていただければいいなということで要望をするものです。

このたばこの件については、役所というよりも公民館などのともかく公共の施設の方の公民館などの方をもう少しきちんとした形でやっていただきたいと思っております。

最後に、小中学校の建物の中の禁煙につきましても、先ほど学校によってかなり差がありました。この辺も私は小中学校に関しては、やはり校内は禁煙、もちろん敷地内禁煙ぐらいにすべきではないかというのが考えなんです、その辺について教育長はどういった考えでございませうか。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） 私も実はたばこを吸いますが、学校の中では分煙ということで、先ほど教育部長が答弁しましたが、煙が子供の方、または校舎内に行かないという形をしっかりととらえるということで隣接地区に、敷地内禁煙ということでやっているところがありますが、かなり私も現職のころ、そういう学校に行ったんですが、訪問者が、または職員が校門、ちょっと1mぐらい出

たところでたばこを吸っていると。昔の高校の時代に便所の後ろで吸ったりというふうな、そんなふうな光景を思い出したなというふうなこともあります。

ですが、そういうふうなこそそとしたというふうなイメージを与える、そういう喫煙についてはやはり芳しくないかなというふうに思います。

それで、はっきりと学校現場としましては、校舎に関しましては禁煙の方向では進みたいと、こんなふうに私自身思っております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） たばこにつきましては、先ほどから申しているように、好みの問題ですので、吸う吸わないという、つまりトップに立つ方が吸うか吸わないかということも、大変こういう学校の施設とか公民館なんかでは関係をしているのかもしれないと思うところがあります。

けれども、やはり中学生などはたばこを吸い出すきっかけになる時期であることも事実なので、やはり好みということではなくて、ぜひ今、教育長がおっしゃったように、校内の禁煙、校舎内の禁煙だけはするような形でやっていただきたいと思います。

堂々と吸うのがいいのか、こそそ吸うのがいいのかよくわかりませんが、いずれにしても、先生がたばこを吸っているというような姿は余り子供たちに見せない方がいいのではないかというふうに思いますので、そういう場ですので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それで、禁煙についてはこれで終わります。

次に、3番目の東那須野地区の土地利用についてなんですが、先ほど大変明確なお答えを市長からいただきました。そのとおりだとは思いますが、現実にはまず①トラブルについてなんですが、先ほどは触れられてはなかったんですが、

ひとつ、東那須野地区だけではないかもしれないんですが、聞こえてくるのはその地区なのでお尋ねするんですけれども、新しくどンドン平成の時代になってからたくさん住宅ができて、そこに集落というか、人が住む、何もなかったところにできてきて、その人たちがうまい形でもともとある行政区に入ることができないというようなことが現実にあるようなんです。市役所の方の話の聞いているとそういうことはない。あるいは、行政区長さんも個々人にお尋ねすると、そういうことはないという方もいらっしゃるんですけれども、どうも現実では入りたくても入れてもらえなかった。あるいはもらえていないというお話を直接聞いております。その辺についてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

地域の住民の方のいわゆる行政区への、今、本年4月からは自治会という名称に統一されましたけれども、自治会に加入するしない、あるいはまさしくその地域の自治会内とその地区の住民との関係ですから、行政がそのことについてとやかくは申せませんけれども、行政と地域のいわゆる一体となった協働のまちづくりを進める中で、やはり母体となるのは地域のそういった自治会活動ですから、加入していただくことがまず大前提ですから、その辺は地域の方と自治会の関係者とよくお話し合いをしていただくというのが基本かなと、こんなふうに考えています。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） ここで何を聞いたかったのかということの1つが、確かに自治会というのは、任意の会であって決して市がそこに介入をしてつくりなさいとか入りなさいというものでは

ないと思います。そういう規定になっているものだと思うんですけども、現実としては、このいわゆる自治会、そこのトップにいらっしゃる自治会長、その人たちが市では行政連絡員という形でいろいろな市のことを頼んでいるという現実から考えますと、やはり入りたくても入れない、あるいはうまくそういうものがつくれないというようなところに対しては、市が少し力を、何て言うんでしょうね、そこに対して介入するという言葉はよくないんですけども、そういうことをしてあげるといえることが必要なんではないかと思っています。

というのも、今この東那須野地域だけではなくて、黒磯地域全体に何棟かマンションが建ちます。それも賃貸ではなくて所有権を持つマンションが建つと思うんですが、そういうところに何十軒もの人たちが入ってきたときに自治会をどうするかというふうな問題というのは起きないとは限らない。

それから、先ほど市長がお話ししておりましたけれども、今度インターができると、あの周辺にかけてずっと市街地としていろいろ家ができてきたり、アパートができてきたりするという現実を考えますと、何かそういう意味の住んでいる方たちのトラブルといっちは変ですけども、何か起きることはあり得ると思うんですね。そういうことに対して、行政というのは何かすべきことがあるんじゃないかと思うんですが、どんなふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

まず初めに、自治会長と行政連絡員のお話をされましたけれども、自治会長と行政連絡員の定義を改めて申し上げますけれども、自治会長はやはり地区の事情に精通した方で、地域の住民から選

ばれた地域のリーダーであるというふうに認識しております。行政連絡員は市長が市の情報やその他をいち早く伝達するためにお願いした行政連絡員、委嘱した、いわゆる非常勤特別職ということで、もう全然もともと同一人が214名の方が兼ねておりますけれども、もともとの存在そのものが別な人格を持っていますので、そのことについてはまずご承知おきをいただきたいと思っています。

現実的な話としまして、集合住宅、全部とは申しませんが、集合住宅が設置された場合はその建て主さん、あるいは間に入っている不動産、会社の方とか、入居されている方が、やはり地域の代表者の方と集合住宅単位で自治会を組織するか、あるいはほかの組、班に加入するかとか、そういう協議をなさっていただくというのがまず先決ではないかと思っています。ただ現実的に見ると、そういう集合住宅に入っている方が実際に自治会に加入している例は非常に少なく、その方に対する行政、自治会からの伝達やその他の情報交換というのはなかなか現実的には不在であったり、そういうことで難しいことがあります。

そういったことまでを地域の自治会の会長さん、あるいはその他の役員さんに行政の方からお願いする、あるいは新たな問題点を投げつけるというのは非常に難しい問題もあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 自治会とかそういうところに入れなにか入れるという問題につきましては、非常に個々それぞれケースが違っていて、このことについては個別にきているものがございまして、委員会なり何なりでこれは後でお話したいと思っています。

もう一つ、トラブルのことなんですけれども、

実は今回議会に対して陳情も出ているんですけども、東那須野の地域に住んでいる新しくここ何年か数年でしょうか、間にできてきている地域のところに新しく牛舎が建設されるというようなことが起きていて、それに対してそういうことは何か考え直してほしいんじゃないかというような声があります。それで、私も全然知らなかったんですけども、その方たちの話し合いの場に出させていただいたときに感じたことで、質問も1つあるんですけども、それはもともと住んでいる、そこでなりわいとして農業をやっている方がそこで農業をやっているのはもちろん当然のことですし、そうやって今まで暮らしてきたわけですので、その権利はある。もちろんそうやって暮らしている。

ところが、そこに新しく住んで何軒かがまとまって住宅ができてきているというのが、多分平成になってからの東那須野の地域の実情だと思うんです。今回そういうことの中で、先ほどの自治会との関係もあるんですけども、法律的には何の問題もない、きちんと法律に照らして建設をしようとしているものであるし、何もまずいことをしているわけではないんですけども、現実としてその近くにそういう農家の建物ができるということに対して、地元の人たちが全く知らされていなかったというようなことが起きている。そこに、市の人たちが出て説明をしておりましたけれども、何か非常にあんまり納得のいくような説明ではなかったように私は第三者的にこう見ていて思ったんです。すべて法律にのっとっているからいいというようなことであっては、双方ともに納得できない。つまり、建てる人にとっても納得できないし、そこに住んでいて自分たちには迷惑がかかるんじゃないかと思っている人たちにも納得できないということで、そういうときにこそやはり行

政が何かもともと税金を使つての事業もあるわけですので、すべきことがあるんじゃないかと感じたのでこの質問をしているんですが、そういうことに関してはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） この件に関しましては、当該地域は皆さんご存じかと思いますが、農業振興地域の整備促進に関する法律に基づきます農業振興地域ということで指定されております。

東那須地域におきましては、駅周辺区画整理、それから市街地周辺を除いたところはすべて農業振興地域でございます。これは、総合的に農業を振興する地域でございます。このようなことで、いろいろ最近になりまして、市街化の進展等がございます。その中で、やはり住民とのトラブルがあるということがございますが、今回牛舎として出ているところはその農業振興地域の中でも特に農業振興を積極的に振興する地域ということで指定したところでございまして、ここについては、特に農業用施設として認められたところでございます。そこに、牛舎を建てるということございまして、先ほど山本議員がおっしゃるとおり法的に何ら問題はない。また、市の施策上も積極的に農業をやっていただきたいという地域でございます。その中で、だから何でもいいのかということにはなりません、社会通念上、受忍の範囲を超えるような行為が行われたということであれば、それは当然行政指導という中、また家畜排せつ物法等に違反するような事例があります場合は、県の方で指導、命令等が出るということになります。

いずれにいたしましても、お互いに総合的に譲り合って協力し合いながら、あの地域の振興を進めていっていただきたいというのが市の考えでございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） おっしゃるとおりだと思います。ですけれども、現実にはやはりトラブルが起きているのも事実でして、現場を見せていただいたんですけれども、やはり何というんでしょうか、確かに農業振興地域の最重点地域だと言われてしまえばそうだとしか言いようがないんですけれども、その田んぼの中にもとはどうだったのかわからないんですが、家が多分20軒ほどできている。そのすぐ近くにあそこは田んぼの中だったので、多分住み始めた方はここだったら田んぼの周りで景色がよくてということで住み始めて、外から転居していらしたんだと思うんですよ。

ですが、何の当初多分説明がないまま建ち始めてしまうと決まったのは、田んぼの中の一部であったという。それはその方の土地であるのでやはりそれも問題はないんですね。すべて一つ一つ多分問題の違法していることはない。けれども、そこにトラブルが起きていて、聞いていると青天のへきれきだというような感じで住民の方は思っているわけです。どうしても嫌だと、それは許せないという、もうそういう感情、そういう気持ち、そして多分そういうふうにも実際まだ建っているわけではないので、そのトラブルが起きているわけではないんですが、現実のそのにおいとか音とか何か起きているわけではないんですが、そうなるであろうということで心配なさっている。

やはり那須塩原市の駅前、そしてそれをずっと行くとアウトレットができてインターに行くという、本当にあの広い道路の何かすぐ近くに家があって、そして牛舎が建つというようなことに対して、何かもう少しできないのかなというのが私の本当に正直な気持ちなんです。それで、またトラブルが起きてしまったらその住んでいらっしゃる

方たち、同じところの地域の方たちが、市に対して住んでよかったとは決して思わないということで、もう少し何か方策はないのか。これ以上部長としては答えようがないのかもしれないんですけれども、市長さんはどんなふうにお考えなんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 土地の利用につきましては、先ほどご説明を申し上げましたとおりでございます。

そういう中で、これから心配があるということでも今トラブルがあるということも事実承知をいたしております。

まず、先ほども自治会との話がございましたけれども、そこに新しく住んだ方、あるいはもともと住んでいた方、そういうものの意思の疎通をまず図っていただくことが一番大事なんだろうというふうに思っております。当面、牛舎を建てたいという方は農振の地域の中でありますので、建てても心配ないという考えのもとで始まったんだろうというふうに思っておりますし、市の行政の中でも決してそれは悪いことではないというふうに認識をせざるを得ません。

そういう中で、心配をしておる方々はにおいとかハエとかそういうものが心配だということになるんだろうというふうに思っております。当面そういう中では、お互いにつくっちゃだめですよというそういう話が先であってはお互いに話し合いになりませんね。私はそう思っているんです。話し合いというのは、お互いがどういう理解でし合っただろうかということが原則になってくるんだろうというふうに思いますので、一方的な考え方で話し合いをしてこれは曲げられませんとどちらも言ったら話し合いになりませんね。ですから、住民の意思を確認し合う、そこにお互いに住むと、

お互いに生活をするんだという中では、そういう部分で十分本人同士と申しますか、地域を含めた、こういう中で話し合いをしていただきたいというふうに思っております。

行政がこっちがいいですよ、こっちが悪いですよと判断しても、それは片っ方は納得しないというのが現実的な話だろうというふうに思っておりますので、そういう中で十分お互いに話し合っただけ、お互いに住める、生活のできる立場をつくっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 私もそういうふうに住んでます。双方がやはりうまく折り合って住み続けられなければいいまちづくりができないし、と思うんです。現実には今そういうトラブルが起きてしまっている地域の住民同士というか、対立をしまっている形になっているような感じがいたしますので、その話し合いをするという、していくときには、何か2回話し合いをしたときにきちんと行政の方も出てきてはもらってみたいんですけど、本当に中立の立場をとっていただいて両方が何とかうまく住み続けていけるような形をとっていただきたいというふうに思います。

このことについては、産業観光常任委員会に多分出ている陳情について審議がなされると思いますので、あとについてはその委員会に任せたいと思います。

ということで、以上で私の市政一般質問を終わりにいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、21番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◇ 若松東征君

○議長（植木弘行君） 次に、23番、若松東征君。

〔23番 若松東征君登壇〕

○23番（若松東征君） 午後の一般質問をさせていただきます。何か皆さんこうリラックスしてください。眠くなっちゃうかもしれないから、なるべく眠くならないようにやりたいと思うんですけども、午前中の疲れであれかなと思ひまして。

それでは、議席番号23番、若松です。第1回目の質問に入らせていただきます。1、2と3と4まであります。

その中で、1番の道路行政についてをお伺いいたします。

渋滞の緩和について。

市道幹I-21号、国道400号上赤田交差点についてお伺いいたします。

赤田工業団地から国道400号線に向かったの渋滞は朝夕を中心に、私も1週間くらい通ってみたかなと思うんですけども、激しさが物すごく増えていますね。右折車線に前方が引っかかるとなかなかだめだという原因をどう踏まえているのか。特に、交差点付近の渋滞は激しいと感じる。現在、県において計画が進められているが、改良の内容と早期に整備が必要と考えるが、これからの整備の予定は。お伺いいたします。

(2)市道224号線上厚崎長久保線の道路拡張についてお伺いいたします。

①124号線黒磯大田原1号線の交差点から市道224号線上厚崎長久保線について伺います。

市道224号線は通学路にもなっているにもかかわらず、幅員が狭く車がすれ違うことができない。市民からは昭和60年8月に同意書も提出している。昭和61年3月25日に黒磯測量共同企業体が測量を完了していると聞いております。早急に全線整備が必要と考えるが整備の予定はどのようになっているかお伺いいたします。

続きまして、(3)市道335号線(埼玉外周東線)の拡幅や歩道の整備についてお伺いいたします。

市道335号線の道路については再三、一番早いところで平成、初めて議員になったころに1回やったような記憶があります。それからかなり時間はたっておりますが、再三質問しているが、学童の安全対策はどのように考えているか。

近年、埼玉地区が住宅の増加に伴い、通勤・通学者の危険性が増している。自転車や歩行者が安心して通行できるような道路拡幅や歩道の早急な整備はできないか、再度お願いいたします。

大きな2問目、有害鳥獣駆除についてお伺いいたします。

先月5月ですけれども、3日間有害駆除をやられたと思います。5月に実施された市内の有害駆除の成果についてお伺いいたします。

②市民からの有害駆除に対する要望及び意見があったかどうか、内容別に知りたいと思います。

③有害駆除にかかわる猟友会の会員数並びに年間の補助金についてお伺いいたします。

猟友会全員の数と有害駆除対応の許可を受けている会員数を、わかりましたらお聞かせ願いたいと思います。また、駆除毎にどの程度の人員が必要なのか。補助金は総額で幾らか。補助金は駆除

別にどのように割り振られているかお聞きしたいと思います。

続きまして、福祉の件について、3ですね。福祉行政について。

高齢者介護予防施設についてお伺いいたします。

①シニアセンターの指定管理者が企業組合労協センター事業団に管理委託され1年が過ぎ、多様化する住民ニーズにこたえ、より効果的、効率的に施設管理を行っていると思います。コスト縮減を図るのが目的であるが、管理指導はどのように行っているかお伺いいたします。

次に、最後の4番、環境行政について。これは18年12月の一般質問でも質問しております。

水道水源保護条例についてお伺いいたします。

住民の水道にかかわる水質の汚濁を防止し安全で良質な水を確保するためにその水源を確保するとともに、きれいな水を住民が享受する権利を守り、もって現在及び将来にわたって住民の生命及び健康を守ることを目的とする水道水源保護条例を制定することはできないか。

このことについては、18年12月に一般質問していますが、市長はこのとき答弁で「現在策定を進めている土地利用計画及び市環境基本計画を見据えながら有効に機能する条例制定が可能かどうか、今後とも研究していきたい」と答弁をいただいております。今後ともどのような研究をされたのかお伺いしたいのと、なるべく条例制定に向けていい答弁ができるようよろしくお伺いいたします。

これで1回目の質問は終わります。

○議長(植木弘行君) 23番、若松東征君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

[市長 栗川 仁君登壇]

○市長(栗川 仁君) 23番、若松東征議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の道路行政の(1)についてお答えをいたします。

本交差点の周辺には、西那須野塩原インターチェンジや3つの工業団地があり、通勤や物資輸送などの交通量が増加し、交差点での慢性的な渋滞が発生をいたしております。

このようなことから、平成18年度から県と市が一体となった整備に着手をし、平成22年度には供用開始を予定しております。

現在、県では平成19年度に国道400号と西那須野那須線の用地補償を行い、平成20年度から工事に着手し、平成22年度には事業が完了する予定と伺っております。

このほかにつきましては、建設部長、産業観光部長、市民福祉部長、水道部長より答弁をいたさせます。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 続きまして、道路行政について、(2)(3)についてお答え申し上げます。

市道224号上厚崎長久保線についてお答えいたします。

この路線は一部の改良区間を除きまして、対面通行ができない狭隘市道であることは認識しております。

しかしながら、この路線は交通量、渋滞状況、全市的なネットワーク形成の寄与等を総合的に評価した上で策定した道路整備基本計画には位置づけられておりません。

したがいまして、現時点での整備予定はなく、本計画の見直し時点において検討してまいりたいと考えております。

なお、ご質問の中の同意書及び測量について申し上げますと、同意書につきましては道路台帳の整備に伴い市道用地と隣接民地との境界について沿線地権者が同意したもので、市道の拡幅整備に

関し同意したものではありません。また、昭和61年3月に黒磯測量共同企業体が行った測量は、道路台帳図作成のため実施したもので、拡幅整備を前提にした路線測量ではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、市道335号埼玉外周東線の歩道整備の質問にお答えいたします。

この路線の歩道整備の必要性は認識しているところではありますが、道路整備基本計画における位置づけや財源等を考慮しますと、早期の整備は大変難しい状況にあります。

このようなことから、通学の安全対策といたしまして、市道と並行する市管理道路への振りかえも教育委員会や学校と相談していきたいと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 初めに5月に実施いたしました市内の有害鳥獣の結果についてお答えいたします。

5月17日から19日までの3日間、市内一斉にカモ、カラス、キジバトの有害鳥獣捕獲を実施いたしました。

3日間で捕獲した数はカモが463羽、カラスが435羽、キジバトが94羽となっております。

次に、市民からの有害鳥獣捕獲に対する要望及び意見については、カモ、カラスなどの鳥類や猿、クマ、シカなどの獣類による農作物の被害が多くあるため、多くの農家の方々から捕獲をしてほしいとの要望があります。

意見としては、カモ、カラスなどの捕獲は銃器を使用するため、銃器に対する危険性や音についての意見がありました。そのため、安全性を考慮し、住宅密集地での捕獲は極力避け、農地や山林周辺において、児童・生徒の通学時間帯を避けて

実施いたしました。

また、市民への周知につきましては、市の広報誌や班回覧文書及び広報車により周知を行っております。

次に、有害鳥獣捕獲に携る猟友会会員数及び年間の補助金についてお答えいたします。

猟友会の会員数につきましては、猟友会那須北支部に黒磯地区と西那須野地区から188人、猟友会塩那支部に塩原地区から51人が会員となっております。

有害鳥獣の捕獲の許可を受けている会員数は、猟友会那須北支部会員が87名、猟友会塩那支部会員37名が許可を受けております。

また、対策ごとに必要な延べ人数は、平成18年度の実績でカモ、カラスなど対策に対しまして292人、クマ対策に676人、猿対策に259人、シカ対策に146人となっております。

これらに対します要する経費は、補助金ではなく委託料として、平成18年度は総額335万3,500円を支払いいたしました。委託料はそれぞれの捕獲対策に必要な人数に対して支払っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、福祉行政についてお答えいたします。

シニアセンターの管理指導につきましては、基本協定書及び協定書に基づき行っております。

具体的には、管理にかかる業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金等の収入の実績及び管理にかかる経費の収支状況を記載した事業報告書と月報の提出、業務実施状況の確認のための施設への立ち入り調査及び業務実施状況や管理業務にかかる経費等の収支状況についても説明を求めており、また仕様書等に示した条件を満たしていない場合には業務の改善勧告も行っております。

今後も随時指導管理、打ち合わせ等を実施し、介護予防事業等が適切に行われるよう、あわせて指定管理者制度の目的が達成されるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 水道部長。

○水道部長（君島良一君） 水道水源保護条例についてのことでございますが、水道水源保護条例の研究につきましては、他自治体の水道水源保護条例の実態並びに水源保護地域などの検討を行っているところでございます。

そういうふうな中で、現在も市土地利用調整基本計画及び市環境基本計画が策定中ですので、それらを見据えまして、さらに検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 2回目の質問に入らせていただきます。

1の道路行政についてということで、今、市長から答弁をいただきまして、18年度から県と市ということ、ちょっと私聞き間違ったかどうかわからないんですけども、平成22年度に完了ということの答弁をいただいてすごくあれだなと思うんですけども、その間なぜかと申しますと、あその道路はお互いの工業団地の入り口で、どうしても国道400号に幹I-21号の交差で右折帯がないということでそんなに込むのかなと思って、時間帯をずらしたり、また夕方とか行って見てまいりました。そんな中で、その間何とかいい方策がとれたらなと思うわけなんですけれども、計画があり、それに随時やっていくというわけなんですけれども、何かその間にいいお考えでもありましたらちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 先ほど市長が申し上げましたとおり、計画的に道路整備をするということでございますので、現在のところこれといった新しいその間の急場しのぎの施策はちょっと今のところ見当りません。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 急場しのぎは見当らないという形みたいですね。

そうすると、もう少しこう突っ込んで説明していただきたいのは、400号の改良工事と幹I-21号線の改良工事が同時進行だと思うんですけども、あれは全体的に4車線でいくのかなと思うんですけども、じゃ国道400号を塩原に向かって上がるときにどの辺から4車線化でくるのか、もしわかりましたら、わかる範囲で結構ですけれども。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） あそこの交差点につきましては、正確に言いますと路線が3路線が入っているという形になります。議員、先ほどご指摘の400号線、これにつきましては交差点から上下塩原に向かって200m、それから西那須野側に向かって200mの整備を予定しております。これを4車線で計画をしております。

それから、黒磯地区の方から参りまして工業団地の前を通りまして400号線に向かう、要するに県道、現在県道でございます、西那須野那須線でございますね。これにつきましては、約400mを整備するというところでございます。現在工業団地のところで4車線が終わっていると思いますが、そのところから400号の方に向かいまして大体80mほど上に上がったところに整備される、の方に法線が持っていかれるという形になります。

それから、もう1車線、市道の幹I-21でございますが、その西那須野那須線に接続する道路と

いうことで、市道幹I-1までの間400mにつきましてやはり整備されるということで3路線を整備するという形になります。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 明確にありがとうございます。

これはちょっと幹I-21ということで、要望になっちゃうんですけども、今答弁をいただいて、この件は多少了解というか早目にやっていただきたいということで22年度をめどにということなので了解をいたしました。

この件の幹I-21、江口工業団地から来てあそこは坂が上がって、あそこにセブンイレブンがありますね。この前たまたま日曜日から土曜日からかわらないですけども、地元の方から電話をいただきまして、2時間ぐらい水没しちゃったんだという形があるものですから、その辺も何らかの形で県の方にちょっと要望を出していただきたいと思うのと、その区間も将来はできるんだと思うんですけども、あそこも2車線なので一番込む時点なものですから、その辺も何らかの対策をとっていただきたい、これは要望でございます。

それで、1の道路行政についての渋滞緩和、納得いたしました。

続きまして、(2)の市道224号線の上厚崎長久保線の道路拡張についてですが、先ほど部長からの答弁はああそうだったのかなという形で受けとめたんですけども、隣接する地主さん並びにあそこを通る方にはそんなようなあれではないみたいな気がしまして、私の手元にそれがあるとは思いますが、そういう説明がなされてやられたんだかどうかかわからないんですけども、その辺が。

それとなぜこれを取り上げたかなというのは、歴史は古いみたいですね。昭和60年ですから。その間に各先輩議員さんらがいろいろとやってきた

んだというお話を聞きながら私のところにたまたま来たんですけれども、そうすると同意書はもらった。そうすると、測量はしたけれども、そういうもののあれではないという建設部長の答弁をいただいたんですけれども、現にあそこを通ったときにどう思うか。通られましたか、最近。その辺をお願いします。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 答弁書作成に当たっては、現場の踏襲というのはもう必然的なことだと思っております。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） しつこいようですけれども、あの道路については入り口が大体2m50ぐらいですね。それで、大田原1号線はかなり広く改良されて、あそこが通勤にかなりのスピードで通っています。たまたま124号に大田原1号線から右折した場合の事故が多発しているんです。なぜかというところによけられない状態、それと入った状態で今度大田原1号線で見通しがきかない、バックが効かないという形が通っております。そこに南部公民館がありますけれども、南部公民館の方は拡張されているんですよ。広い道路になっていますよね。その辺を勘案してどうなんでしょうかね、これは。そういう危険性があるということで安全・安心な暮らしということで、その辺もう一度答弁よろしくをお願いします。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） ただいまの質問につきましては、十字路の改良ということだと思います。取りつけ部分だけの改良でもというお話じゃないかと思われるんですが、この十字路の改良につきましては、若干国道から4号方面の方は約幅員6mで整備されております。長久保方面の幅員は約4mでやや変則な十字路になっております。その

ような状況にありまして、この十字路の改良につきましては、地権者の意見はもとよりでございますが、未改良部分を全部含めた法線計画を考える必要があると思います。

そういったことから、先ほど申し上げましたとおり、道路整備基本計画を見直す中で検討してまいりたいと、このように思っています。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 見直しの中で検討していただくということなんですけれども、それもいつごろ見直されていつごろ答えが出てくるのかなという時間帯もちょっとままならないのかなと。

できれば、あそこの入り口だけでも何とか改良していただけないかなという思いもあります。入ってすぐに2m50です。私測ってきましたから。入った途端にあそこでかなり車が全損になっているのがあります。お互いに地元の方だから、まあいいやという形で話し合いを進めているみたいなんですけれども、あそこを自転車ですぐ子供たちも通る。そういう道路状態なものですから、せめて入り口の何十mかでもうまいぐあいにできないのかなと、再度お願いいたします。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 今の件につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 答弁は聞いているから再度頼んだんですけれども、部長申しわけないですけれども、1回通ってみてくださいよ。どのくらい危険かわかりますから。その辺もよく勘案して、わずかでもいいと思うんですよ。そこで、すれ違えるぐらいのものをどうか考えていただきたいということなんです。またこれで事故がありますと、うちの方の地元の方はすごいぞ、おめえちゃんとやってんのか、議員として働いているの

かという苦情を毎日のように受けております。ただこれ無理じゃないと思うんですよね。その辺をもう一回よろしくをお願いします。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 議員のおっしゃることにつきましては、十分ご理解を示すところでございますが、現在の状況といたしましては、道路部分が傷んだとかそういった部分につきましては補修等は行いますが、現在のところ整備する予定はございません。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） じゃ部長より角度をちょっと変えてみます。

平成19年度市政運営方針ということで市長が述べられているものがここにあります。これを引き出しちゃ違うんじゃないかと言われるもしれないんですけども、「不断の改革に努めながら生活に密着した幅広い行政分野の責任者として11万5,000の市民のために全力を」と書いてありますね。その次、市政運営の基本姿勢ということで、「3年目の市政運営に当たっても絶えず市民の目線に立ち公正・公平」と書いてあります。市の一体感ということで、一つ一つ読むとすごいなとそういうことが書かれている。

その中で、ほんのちょっとの予算でも市長、つけてもらってこういうのどうでしょうかね。市長にちょっと答弁を求めます。

○議長（植木弘行君） 副市長。

○副市長（君島 寛君） 私から前にちょっとご答弁を申し上げたいと思いますが、平成19年度の市長の市政方針、それは先ほど議員がおっしゃられたとおりでございます。

しかしながら、行政の運営と申しますのは、やはり計画的なものというようなものは十分にご理解をいただきたいというふうに考えております。

先ほどから建設部長が答弁をしておるわけですが、できるものとできないもの、こういったものはやはり十分にご理解をいただきながら行政の運営に当たっていく。その辺のところは執行部とそれから議会、ある程度やはり理解をいただきながら事業を展開してまいりたいというふうに、私ども考えておりますので、十分ご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 折り返して帰るわけにもいかないし、大変だな、これは。

一応先ほどの建設部長の答弁をいただいていますけれども、そうするとあそこの地主さんはこういうものをもらった時点で、果たしてそれがただの測量だったんだか、同意書とかありますね、これね。かなりの数の。そういうものが何もないと言わないんですけれども、じゃ昭和60年にさかのぼるわけにはいかないんですけれども、その当時はそういう計画があったんじゃないかなと思うんですよね。その辺は地元の方もそういう形で、またここに付随するのは税金の問題で道路になっているんだけども催促が来たんだよというお話も聞いているんです。なんで道路になっているところ税金を払わなくちゃならないという形の中にいくと、ある程度の計画があつてこれがなされたとは私は思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 昭和61年3月の測量等につきましては、先ほど申し上げましたように、道路台帳図の作成の折にそういった隣接の方々の境界の同意をいただいたというものでございまして、決して市道の拡幅整備に関しましてもらったものではございません。

市内に道路台帳整備について、そういったものにつきましてはすべてこういったような形をとっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） じゃ角度を変えて、もし見直される場合は緊急性ということで、これも頭の中に建設部長入れていただきたいんですが、その辺をよろしく願いをいたします。

同じ答弁が何回も返ってくるようで、大変皆さんも眠くなっちゃうんじゃないかと思ひまして、何とかこれを取りつけようかなと思ったわけでございますけれども、ひとつその辺の見直しについてもいろいろと予算もあることですが、せめて入り口だけでも10mでもいい。そのぐらいでもいいから何とかその辺も、万が一また事故でもありましたら大変なことになるし、もし事故でもありましたらその方と一緒に建設部長に知恵をかりに行きますから、その辺もよろしく願いいたします。

堂々巡りになっちゃうもんですから、この辺は(2)の市道224号線については納得はしないんですけれども、よろしく願いいたします。

(3)の市道335号線埼玉外周東線のことは再三同じような答えが返ってきて、ちょっと違っただけかなというのは、学童のあれを変えるということですね、先ほど。あそこはあれを上げて行くともとの利根川議員さんの方に分線が曲がってきます。高速道路を上げてみると、そこからちょっとまた広がっているんですね。あの間だけが狭くなっている。また、その332号を那須に向かって上がるとカーブになっていて、その農家を過ぎて、左を真っすぐ行くとまたそこから広がっているんですよ。そこだけが取り残されているんですよ。その辺はどんな計画でそうなされてきたのか、私もちょっとわからないんですけれど

ども、大体狭い部分、分水からもとの利根川議員の方へ曲がるところを除きますと、きのう測ってみたら1.4kmですね。県道の埼玉小学校前までの十字路までが1.4kmあります。そして、そこに生活道路並びに工業道路とは言わないんですけども、結構大きな車も入る。そこで、通勤・通学、それから朝など行っていただけるとわかるんですけども、子供たちあそこに物すごい勢いで流れてきます。かなり危険です。ついこの間も、1台軽の乗用車なんですけれども、子供の飛び出しが何かで全損をしております。

そういう中にあるんですけども、その辺は現在では舗装されているところが5mだと思います。ここでなんで水路出さなかったと。水路の問題を出すと、それは話が違うとか違う問題ですよと言われちゃうんですけども、5mで水路が約1m90、2m近くあるんですよ。そういうものも勘案して今後かなりの勢いで住宅があそこはできてくるんじゃないかと思うんですよ。

先ほど部長が言われたように、通学道路を変えて中の方へ入るとますます道路が狭いです。規制はないですね、あそこは。十文字に道はきれいに碁盤のように道はできていますけれども、昔の農道みたいな状態が舗装になっているような状態が起きています。その辺を踏まえてどうでしょうか、もう一度。検討の余地はないですか、これは。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 先ほどご提案申し上げましたのは、今の市道335号線に並行に西側に開拓道路が現在のところ通っております。現在、この様子につきましては約2件だと思いますけれども、農道路が通っておりまして、現在は農業用の車がたまに通るというような状況になっています。

そういったことから、そちらの道路につきまし

ては、早急に砂利等を入れまして整備をして歩行者の方に使用していただく。通学とかそういうものに整備していただくような考えでお話、ご提案申し上げたわけでございます。

あと県道部分につきましては、その開拓道路がちょうど到達する部分まで拡幅されておりますので、そういった路線との連携を図ればかえって、そちらの方が安全ではないかということで、今後教育委員会と学校の方と協議をしていきたいという考えでご提案を申し上げたところでございます。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） どういうふうに聞いたらいいのかな。それはわかるんですけども、今の今市事件の問題が起きて、安全・安心というスクールガードマンでつくってやっている中を、あそこなら目に見えるところですよ、子供たちが通うのに。あれが違う道路ではどうなんですか。安全に対して。その辺も考慮して建設部長は答弁しているんだかどうか、その辺もまた聞きたいと思えます。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 通学路の中にはそういった危険な、その安全・安心と先ほど申し上げましたが、そういったような部分は確かにあるかと思えます。

ただこの道路につきましては、西側といいますか、そこにつきましては全部農地ということである程度見通しもいいと。そして、片側につきましては農家が点在する住宅地になっております。そういった状況から察しましてそれほどという考えでご提案申し上げたところでございます。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 提案ということで。ちょっともう1点関連だと思うんですけども、あそこには分水が3本ぐらい国道4号に向かって流れ

ているのかなと思うんですね。そうすると、ちょっとまごころ通りという通りもあるんですよ。地元の名前かなんか知らないけれども、もう一遍何とか通りってあるんです。その水路はふたがかかっているんですよ。その経過を見るとどういう状態でそれはかけられてきたんだかちょっとわからないんですけども、その辺もしわかりましたら2本の道路沿いの水路はふたがかかっているような気がするんですけども、どうでしょうか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 今ふたがかかっているとおっしゃるのは一番東側の道路じゃないかと思うんです。

これにつきましては、農林サイドで水路整備に当たって水路にふたをかけたというところでございます。

真ん中の道路につきましては、現在のところ両サイドとも側溝整備とかそういったものについては水路整備はされておられません。

それから、今の335号線のわきにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、1.9mの第2分水と称している那須疏水でございますけれども、これにつきましてはふたがかかかってございません。

こういった水路の整備につきましては、やはり土地改良関係の那須疏水等の同意を得なくちゃならないということもありますし、そういった協議、それからあとそこからの現道の拡幅という形になりますと相当の費用等もかかります。そういったことを考えますと、早急な整備は難しいということでございます。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 相当な費用がかかるということで、財政も厳しいから無理なのかなと思う

んですけれども、今、部長が答弁の中に那須疏水ということが出まして、再三私、那須疏水の件を出してやっていたんですけれども、じゃその那須疏水の件について協議されたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 現在のところ那須疏水の方とはまだ整備予定等ございませんので、協議しておりません。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 今後はどうなんですか。今後はそういう形でそういう観点の中からお話を進めていくという考えはあるんですか。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 整備する時期が間近になれば協議していきたいというふうには考えております。

水路のふたかけということになりますので、まず地域の農業者の方とかそういった方のご意見もいろいろ聞かなくちゃなりませんので、一朝一夕にはできないとは思っておりますが、一応その近くの時期になりましたら協議をしたいというふうには思っております。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） ぜひその件も踏まえて協議しながら検討していただきたいと思いますと思います。

消化不良がいっぱいできてきまして。

じゃ(3)の市道335号線はそういうことなので前には進まないですね、これ。何とかいい方法をとっていただきたいと思います。実際に今、那須塩原市というか全国で騒がれている少子化対策、あそこにはかなり子供さん、若い子供さんがいるような気がしますよね。若い家庭がどんどんできているような気がしますから、その辺も考慮され

まして将来に向けてよく検討していただきたいと思います。

この335号線についてはこれで終わります。

続きまして、2の有害駆除について、先ほど答弁をいただきまして、狩猟免許を持っている方が316名、有害駆除隊が221名ということで年々減ってきているのかなという感じもありますけれども、その他、クマ、シカ、猿という人数割が出ましたけれども、その辺は随分やっているんだな、大変なんだということがわかりました。

そこで、この補助金というか、委託料とおっしゃられましたけれども、委託料が335万3,500円の委託料を出しているということなんですけれども、これについてどういうふうな形でその有害駆除隊に出しているんだか、その辺ちょっとわかりましたらよろしく願いいたします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） これにつきましては、延べ人数の出役者数、それから今までの経過等、合併以前からの経過等を踏まえまして、それぞれの猟友会の支部とかその駆除班に対して出しておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） そうすると、もしこの今合併しまして、大田原管内の警察管内と那須塩原市管内ということで、ある程度の合併はできたと思うんですけれども、それとこの委託料を出すに当たり、支部というとなんか支部にどのくらいずつ出しているのか、もしわかりましたら、大まかな金額で私らもちょっとわからないので、その辺がわかっただらお願いします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） それでは、カモ、カラス、黒磯猟友会に対しましては171名で40万

円、塩原猟友会は50名、12万5,000円、西那須野
猟友会は71名で21万円、カモ、カラスについては
以上出しております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） あとちょっとお話を耳に
はさんだもんですから、今まで県の林務で許可し
ていた有害駆除が市の方に委託されたというか、
市でも許可を出せるようになったと聞いたんです
けれども、その辺はいつごろからそういう形にな
ってクマ、シカ、猿、カモ、カラスとあるんです
けれども、その部分のどれが県の林務で許可して、
その部分のどの部分が市の方で許可が出るんだか、
それわかりましたらよろしくお願いたします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 有害鳥獣駆除に
関しましては、原則的に、本市で多分クマなんか
の場合にはことしからだと思うんですが、全部許
可権は市町の方に権限移譲になっております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） そうすると、ことしから
クマ、猿、シカという形で、カモ、カラス、ハト
ですか、が市の方が出すということになったそう
ですね。

そこで、お尋ねしたいんですけども、たまた
ま今回5月に有害駆除が実施された中にどうい
うわけか、木、金、土の3日間だったと思うんです。
駆除隊の方も勤めていますね。なぜ日曜日を入れ
なかったんだと、その件について有害駆除の班組
織というのがありますね。そういう方との打ち合
わせを進めながらやったんだかどうか、その辺は
どうなんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 班長等と相談し

た上で、その辺ならいいだろうということで、特
にその前になりますとバードウィークにかかって
しまうということもございましたので、バードウ
ィークが終わった後で、カモ、カラス、キジバト
の駆除をやったということでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 班長と相談して、じゃこ
れも要望になると思うんですけども、来年から
はやはりできれば日曜日を入れてもらいたいとい
う駆除隊の要望もあります。

なぜかという、現状で会社を休んでまででき
ないよという形になるもんですから、正直言って
その有害駆除隊の班によってはまた違うかもしれ
ないけれども、ある班では4時半から出勤しても
らって6時半ぐらいまでやっているところもあり
ます、真面目にね。4時半から大体現地を見て、
とにかく1人だと危険だからということで集団を
組んでやっているというお話も聞いていますから、
その辺を勘案してもらいまして、ぜひ来年度から
は日曜日を入れてもらいたいということをお願い
します。

それとできれば、広報でもその間だけはちょっ
と寄り道しないような形でやってもらえれば一番
いいのかなと。通学時間は避けておりますから、
それはあれなんですけれども、そんな形でボラン
ティアでやっているもんですから、なかなか強気
には要望は出せない状態があるので、その辺がし
てもらえれば一番いいかなと。

実際からいって、補助金はわかるんですけども、
この補助金の配付がどのような形でいつごろ
なされたんだか、ちょっと不明な点があるんです
よね。なぜかという、げんこつで鉄砲の弾は買
えませんかから買わなくちゃならないんです。それ
と駆除隊にお弁当も出さなくちゃならないですね。

そういうのが一切ゼロでスタートをしているのが現状でございます。その辺、どうお考えなんだかよろしくをお願いします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 毎年カモ、カラスを始める前に、4月の初旬から中旬にかけて有害鳥獣の連絡会議というものを催しております。これは、県の機関、それから農業団体、それから猟友会の方々、それから地元の行政区の方々等と相談いたしまして、有害鳥獣の駆除についていろいろ相談しております。それに基づきまして、いつごろやるとか、どういうふうにクマが出たら対応するかというものを相談しておるわけでございます。

今、若松議員の方から話がありました、その委託料の支払いについては、全体が終わる年度末ということで支払っていた経過がございます。このようなことが現状としてあるわけですが、今ご要望がありましたように、やる前にくれないかということになりますと何人出るかという部分がわかりませんので、ある程度実施して終わったら速やかにその分だけでも部分払いをするというようなことを今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） ぜひその辺検討していただきたいと思ひます。何分、日数をふやしてやっているものですから、実際に今回私、鍋掛地区なものですから派出所のお巡りさんにも出てもらいまして、あいさつをもらいまして、できれば農務課の方にも来て朝あいさつぐらいもらってもいいのかなという考えあります。現地を見てもらって本当にやっているのかやっていないのかという形を、実践で見てもらえばまた違う考えも出てくるのかなと思ひまして、これは要望ですけれども、

ひとつよろしくお願ひします。

有害駆除については了解いたしました。

続きまして、3の福祉行政についてでございますけれども、大体説明でわかりました。それで、もう少し違う説明が出てくるのかなと思ひたことがあります。

それはなぜかという、委託されてから1年が過ぎ管理体制が随分変わっているのかなと思ひような気がします。その辺の報告が市の方にいい点であったのかなと思ひんですけれども、かなり新しい事業をやっているようにお聞きするんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（植木弘行君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、お答えいたします。

昨年度の議会の一般質問の中でもお答えいたしましたように、特定高齢者が若干把握できなかったということで、筋力トレーニング等につきましては、当初計画より実際のところ随分人数が少なかったということあります。そういったことも踏まえまして、指定管理事業者の方で介護予防事業の実施事業という形で幾つか立ち上げをしております。これは昨年12月ころから実施事業を実施しております。これは介護予防の関係で先ほど言いました、特定高齢者相手の事業がなかなか軌道に乗らなかったということがあったものですから、業者の方で実施事業を実施していったという経緯はあります。現在もそういった方向で実施をしているところであります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） 何かあるパンフレットを見て実際にかなと思ひて行ってみたら、労働者協同組合というようなパンフレットが私の手元にあるんですけれども、これを見ていくとなかなかす

ばらしいんだなということで、その中で最近実施しているのがということで、今先ほど説明があったように、介護予防短期運動教室6月コースということで、これは今募集中なのかなと思いますね。それと、水中運動教室、これは私ものぞいてきたんですけども、かなりいいのかなと思います。こういう形でどのような申し込み方法やっているかちょっとわからないんですけども、パンフレットなどはちょっといただいてきたんですけども、その中で所長さんとちょっとお話をしてきたら、すごくいいことを考えているなど思ったのは、今そこに教育長もいますけれども、もと日新中学校の校長だったものですから、日新中との交流もやったらどうなんですかということで、あとは地域に出ていろいろなことをあれしたらいいんじゃないですかと。

その事業内容としてはすごくそんなようなこと書いてあるんですよ。そういうことを踏まえてやっていくのはどうなのかなということで、ここに子供から老人までの人と人が支え合える豊かな環境を再生する拠点ということで出ているんですけども、その中にその他もろもろ出ているんですけども、そういう形の中でたまたまあそこに裏の方に回ったら草がちょっと生えていたので、こういうのを地域の人にお手伝いしてもらったらどうなんですかなんて話をしてきたものですから、そういう形でどんどん変わっていくのかと思います。そんな形でいい方向に進んでいることは事実なのかなと思います。

この件について、あと5分で、シニアセンター終わりました、最後の環境行政について水道水源条例ということで答弁はいただいたんですけども、なかなか難しいのかなと思います。

それで、ここに一番時間を費やすつもりだったんですけども、ちょっと難しくなっちゃったね。

なぜつくってもらいたいかなどということで、国営那須野ヶ原総合農地開発事業の概要ということで、こんなことであのすばらしい疏水ができ、いろいろなことができてきたのかなというので、これをちょっと読み上げてみたいと思う。

那須野ヶ原は栃木県の北東部に位置し、那珂川と箒川に挟まれた約4万haに及ぶ広大な扇状である。重要地域はこの扇状の上部からの中央部を異なる受益半円として旧黒磯市、西那須町中心に2市2町1村にまたがっている。この地域は北東部山岳沿いにおいて蛇尾川、木の俣沿岸の一部を除いて一般に水源に乏しいため、那須疏水が計画された。なお、広漠たる雑木平地林が残されているため、さらにこれがちょっとわかんない。既成田の用水不足を解消し、また安定不安定な畑作から脱却するため、新規の水源確保をするため、農業開発や地域農民にとって多年の念等はあった。そのため、栃木県は昭和初期から地下水利用によるということで、時間がなくなってきちゃった。いろいろ書いてあるんですけども、それで、農林水産省ということで昭和25年から28年にかけてそういうことが至ってきたということです。

そこで、昭和35年から42年にかけていろいろな形でパイロット事業で、昭和41年に国営総合開発パイロット事業ということで採択され、昭和42年後半に繰り上げ着工が認められ、現在に至っているという歴史的なものなんですね。そういうものがある那須塩原市が水源地だと思うんです。そういうものに対して、こういう物すごくすばらしいものを守るためにもぜひ水道水源保護条例をつくっていただきたいなと思うんですけども、水道部長、どうでしょうか。

○議長（植木弘行君） 水道部長。

○水道部長（君島良一君） ただいまのお話、疏水に関してはそのとおりでございまして、私も読ん

だところでございますけれども、水源保護条例に当たりましては、いろいろこれまで検討してまいってきたわけでございますが、若松議員がお話しております水道水源保護条例というのは、水道の水源、取水の水質を守るために規定されている条例が多いわけでございますが、そのほかにやはり環境保全とかそういうふうな面で町全体のいわゆる公共用水域とか疏水とか、そういうふうな水質の保全、井戸とかの保全を図るための水資源保護条例というふうな保護条例をつくっている場合もございますし、環境保全のための環境保全条例をつくっている場合もございます。

私の方の担当といたしましては、検討するに当たりまして水道の取水にかかわる範囲内での検討でございますので、そういうようなことで検討しているわけでございますが、いずれにいたしましても、先ほど答弁申し上げましたとおり、現在やはりそういうふうな水質の保全のために土地利用計画で考えたらいいのか、またどういうふうに保全条例等をやっていいのか、いろいろと関係あるわけでございますので、それらの策定中、環境保全基本計画についても策定中でございますので、やはりそれらとあわせながら検討していくのが最善の方法だというふうに考えておりますので、質問あってからまだ半年でございますので、もう少し検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（植木弘行君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時12分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

23番、若松東征君。

○23番（若松東征君） ぜひ検討していただきたいと思ひます。

それで、この前の12月にも述べたかもしれませんが、水の大切さということで、私たちの日常生活にとってなくてはならないものには水があります。しかも、この水は空気と同じように私たちの健康を保つために最も大切なものの一つです。ふだん蛇口をひねれば、いつでもどこでもきれいな水を使うことができる水道、私たちの快適な豊かな暮らしを守るライフライン、生命線としてとても大切な働き方をしています。水は無限にあるものとは思われがちですが、私たちの手で作りますものです。この貴重な水を大切な資源として皆さんとともに一日でも長く保てるよう努力していきたいと思ひます。

それでもう一つ、これは私の言葉かな。だれかのためにという気持ちでいればごみを道端に捨てたりする人はいなくなるに違いないと感じています。花壇の花は勝手に咲いているわけではありません。それと同様に、道に捨てられたごみは勝手にきれいになるわけではないのです。ふだん自分たちが出すごみ、集めたり……。

○議長（植木弘行君） 若松議員の質問時間がなくなりました。

以上で、23番、若松東征君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 東 泉 富士夫 君

○議長（植木弘行君） 次に、8番、東泉富士夫君。

〔8番 東泉富士夫君登壇〕

○8番（東泉富士夫君） 議席番号8番、東泉富士

夫です。通告制により3問について質問をさせていただきます。

それではまず1問目ですが、塩原温泉開湯1200年祭を経た反響について伺います。

塩原温泉開湯1200年祭は、昨年より観光協会等を初め本市を挙げて大々的に開催された。その後の反響について伺いたいと思います。

また、箱の森プレイパーク入村者、もみじ谷大吊橋、塩原もの語り館、塩原温泉華の湯など主な施設の入り込み数及びホテル、旅館等の宿泊数について、平成17年度と比較し増減の割合はどのように推移しているか伺います。

次に2問目、塩原観光地活性化のためのもみじの植樹について伺います。

今日まで多くの人々の努力により塩原観光地は紅葉時に多くの観光客でにぎわっている。今後さらに地元地域を初め関係者の努力によって塩原観光地の一帯がもみじ一色で染まるようなことになれば、全国から年に一度はぜひ塩原温泉に行きたいという観光客が相当ふえてくるものと確信をいたします。

そのためにはぜひとも行政に長期展望を見据えていただき、まず日塩もみじラインを初め国道400号、遊歩道、大沼公園とありとあらゆる可能な場所にもみじを植樹することが可能になれば、将来5年後、10年後には名実ともに日本一のもみじの観光名所になって多くの観光客の皆さんに宿泊をしながら楽しんでいただける塩原温泉になっていくものと思いますが、どのようにお考えかお伺いします。

次に3問目、多重債務者対策について伺います。

今、多重債務は大きな社会問題になっている。高い金利を支払うために、多くの消費者金融から借金を繰り返す借り手が多く、高金利の違法業者に、ヤミ金融に駆け込む例が後を絶たないと言わ

れる。政府はすべての市町村で多重債務問題の相談に応じる体制を2009年度末までに整えると言われているが、本市の現状について伺います。

①本市の多重債務窓口相談体制の整備はどのようになっているか。

②多重債務者の相談は年間何件ぐらいあるか。

③多重債務によって家庭崩壊や自殺未遂等につながってしまった例などは年間何件ぐらいあるのかお伺いします。

以上、最初の質問とさせていただきます。

○議長（植木弘行君） 8番、東泉富士夫君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 8番、東泉富士夫議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、1の塩原温泉開湯1200年祭を経た反響についてということでお答えをいたします。

昨年オープンいたしました湯っ歩の里を中心に各種イベントを実施し、各メディアを巻き込んでPRを行った結果、塩原温泉の知名度は上がったものと考えております。

平成18年度の入り込み客数につきましては、若干の伸びはあったものの、宿泊者数の伸びにつきましてはつながらなかったのは事実でございます。

また、開湯1200年を記念に新商品の開発を行うなど観光関係者にも意欲が出ている傾向にあり、活性化につながったものと考えております。

主な観光施設の入り込み数及びホテル、旅館等の宿泊客数についてであります。さっきも述べました湯っ歩の里のオープンの相乗効果により各施設の入り込み数は増加傾向になっております。

平成18年度における各施設の入り込み数と前年との比較では、箱の森プレイパークは5万3,547人で1.6%の減、もみじ谷大吊橋は30万8,380人で

2.1%の増、塩原もの語り館は11万1,665人で21.5%の増、塩原温泉華の湯は4万204人で5%の減、奥塩原オートキャンプ場は2,165人で31.1%の増となっております。

なお、宿泊者数は92万1,716人で1.4%の減となっておりますが、記念事業等を行ったことで宿泊者数の大幅な減少を食いとめられたものと思っております。

このほかにつきましては、産業観光部長、生活環境部長より答弁させていただきます。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 塩原温泉地域のもみじの植栽についての質問であります。塩原温泉にもみじが植栽されましたのは昭和43年ころと聞いております。当時は自然公園指導員が中心となり、現在の国道400号沿いや観光施設等に植栽をし、その後昭和63年5月に官民協働で塩原観光緑化推進協議会が組織され、会員からの会費と市からの補助により運営を行っており、同協議会が継続的に毎年200本程度、各観光施設や主要道路沿線に植栽をしており、現在までに塩原温泉全体では約2万本のもみじを植栽しております。

今年度は4月28日に塩原温泉の入り口であります通称関谷の大曲地区に同協議会で200本のもみじを植栽したところです。

今後、市といたしましても、国・県・観光関係団体等と連携を図りながら継続的に植栽し、塩原温泉をもみじの観光名所にしたいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 私の方からは、3番にあります多重債務対策について3点のご質問がありますが、順次お答えをさせていただきます。

まず、本市の多重債務の窓口相談体制の件でござ

いますけれども、いきいきふれあいセンター内に設置してあります那須塩原市消費生活センターで、消費生活に関する相談といたしまして、平日の午前8時30分から午後5時までの間、所長及び5名の非常勤の相談員によりまして対応しているところであります。

また、西那須野支所及びハロープラザでの消費生活相談員によりまして巡回相談や社会福祉協議会へ委託いたしまして、弁護士による無料法律相談なども実施をいたしまして対応に努めているところでございます。

次に、多重債務に関する相談件数についてでございますが、消費生活センターで受けた昨年の実績は127件となっております。

最後の多重債務により、家庭崩壊や自殺未遂につながってしまった件数がどのくらいあるかのご質問でございますけれども、消費生活センターではより専門的知識等が必要となることから、必要に応じまして弁護士会や司法書士会を紹介しており、事後の追跡調査はしておりませんので件数について把握をしておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長（植木弘行君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1問として、ただいま塩原温泉開湯1200年祭を経た反響についてご説明をいただいたところでございます。

これにつきましては、現在数字等もいただいたわけでありましたが、本市の観光施設の入込み数とホテル、旅館等の宿泊については、総体的に見ると本市においてはプラスの施設もあればマイナスもあり、全体として横ばいだったのかなと、こんな感じもするわけでございます。

また、ホテル、旅館等の宿泊数につきましては、

前年度に比べて、これ若干先だってちょっとお聞きしたわけですが、平成17年は前年度と比べてマイナス9万4,512人でありましたが、18年度はマイナス1万2,779人ということで、全体としてはマイナスであります。この最小限に抑えることができた。これは1200年祭の効果のあらわれであったのかなと、このようにも感じております。

しかし、今後塩原の観光地を活性化し、プラスに転じていくことはそう簡単なことではないと、このように思うわけです。しかし、このままの状態で行くならば、やはり徐々に宿泊客も減少していく可能性が私は強いのではないかと、このようにも思います。そのような状況から、打開策として今後本市はどのようなお考えをお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 1200年祭ということで昨年度実施したわけですが、19年度以降どうするのかということですが、1200年祭でアップした知名度、これを生かして今後戦略的に取り組むべきであるというふうに考えます。

継続事業といたしましては、足湯寄せ、それから観光マイスターというものは今後とも続けるわけですが、これ以外にどうやったらばせつつかく減少を食い止められたという状況の中で、今後どのように取り組むのかということは非常に難しいことかと思いますが、まず1つは、そのような大きなことではなくて、各観光事業者、旅館、それから物産展等が取り組めるものからどんどん取り組む。

具体的に言いますと、今インターネットの時代でございますので、お客さんで来ていただいた方のメールアドレスを教えてください、それぞれ

塩原温泉の四季の彩り、これをそれぞれのお客様に送ってあげるとか、塩原温泉に来てみませんかとか、そういうことでちょっと地味にはなるかと思うんですが、そのような形での取り組みの中で着実に宿泊客数を伸ばしていく以外ないんじゃないかと。また、それ以外にもいろいろ考えられることがあるわけでございますので、関係観光団体等も協議をしながら取り組みについて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） ただいま部長の方から地道な積み重ねで観光客、宿泊数をふやしていきたいということですが、ぜひやはり相当これはずっと例年というか、ここ5年10年見ると決して観光客、宿泊数は年々減る傾向にあるんですね。ですから、少々というか、現状、今までの状況での努力だとなかなかふやすというのは難しいのかなと思いますので、さらなる何か思い切ったものを知恵を出していただいて、行政の方もぜひ頑張ってくださいと、このように思うわけがあります。

ちなみに、そこでちょっと、もしおわかりであればお伺いしたいと思います。前回昨年からやってまいります観光、塩原温泉1200年祭、市としてはどのくらいの助成金というか、補助というかわれたのか、若干もしおわかりであればお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 確実な数字は存じておりませんが、おおむね5,000万円ぐらいだったかと思います。

○議長（植木弘行君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） 了解しました。ありがとうございます。

5,000万円というかなりの多いか少ないかちよつとあれなんですけれども、かなりの大金だなどということで、それなりのお金が使われたわけがありますけれども、それでも最小限に観光客、入り込み数を食いとめたというような感じであります。

今後さらなる努力をぜひしていただいて、塩原の観光地活性化に進んでいただきたいと、このようにお願いするものであります。

それでは、次に移りたいと思います。

2問目の塩原観光地活性化のためのもみじの植樹についてお答えをいただきました中で、今後も、現在までもずっと計画的にもみじの植栽をしてきたということでございます。

しかし、塩原温泉の地域の方々、また個人的に私が見る限りはなかなか相当努力をされていると思うんですが、やはり塩原温泉といいますと、やはりもみじというイメージが強いわけですが、まだまだ現状少ないのかなと、このように思うんです。そういったあれでは、なかなか県につきましては、国道400号、また日塩もみじライン、これは公道、県道、国道、そういったやはり公の道でございますので、大沼公園と、そういったあれではもう少し行政の方でリーダーシップを発揮していただいて、もう少し馬力をかけていっていかれたらいいのかなと思いますので、塩原町にはハンターにゆりパークがございます。このゆりパークは、これは恐らく日本でも屈指のかなり大きい規模のものだと思います。そういったあれでは、全国から相当年間観光客が見えているわけですね。あれがもしあの規模の3分の1か2分の1になったらまた感じは全然違うと思うんです。そういったあれでは、今の少女のそういった規模ではなかなか観光客はびっくりというか、じゃ行ってみようなんていう感じにはなかなか私はなんないんじ

やないかと思うんです。

そういったあれでは、塩原はやはり温泉とか滝とかつり橋とかとありますが、やはり秋の紅葉、もみじですね。これを先ほど今回の1200年祭においては、5,000万円の金が使われたということなんですが、もう少しこのもみじについて思い切った施策というか対策というか、その辺をもっと力を入れて将来的にはやはり5年、10年、15年かかるかもわかりませんが、やはり思い切って力を入れていただいて名実ともに塩原といったら日本でも屈指のもみじの塩原温泉だと、こう言われるようにぜひともなっていくならば、私は地元の旅館、ホテル等、または観光地でご商売なさっている方々もやはり将来に向かって希望を持って頑張るのではないかなと思うんです。

ですから、現在までも多くの方々によって努力はされてきたということで、私も今認識を新たにされたわけですが、これでできましたらもう少し思い切った、今までどおり努力を重ねていく、さらに、そこにできましたら本当に名実ともに日本一を目指すんだと、そういう意気込みであった場合には必ず将来大変な観光客を寄せて、本当に年に一度は塩原に行ってみたいと、そういう客が後を絶たないと私は思うんですが、この辺について市長さんにどのようなお考えというか、お書きになっていただけるかお願いをしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 私の方から答弁させていただきますと思います。

毎年200本ずつ植えられているということで、これはボランティアで皆さん出ているということで、市からの補助金は100万円ということで、皆さんの会費等の中で合計いたしますと200万円以上の予算でこの植栽を行っております。

これらにつきましても、確かに地味だということでもっと大きくというご意見もわかるんですが、これらの団体と相談しながら、さらには緑化推進とか、それらのお金も使えるかどうか検討しながら、さらにたくさんのもみじを植栽できるように協議をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） 今後さらにまた努力をしていただけるということでございますが、ぜひともできましたら日本一を目指すぐらいの気持ちでぜひ頑張ってくださいたいと、よろしく願いをしたいと思えます。

それでは、次3点目に移りたいと思えます。

多重債務対策についてお答えをいただきました。これは大きな社会問題であるということ、先ほど述べさせてもらいましたが、これは本市にとってもなかなか見えない部分でございますので、なかなかそういった、先ほどもお話ございましたが、自殺とか自殺未遂とか、そういったものはないということなんです、私は相当な方がいろいろな問題で苦しんで、またそれに近い家庭崩壊といろいろなものにぶつかっているのかなと、なかなか私的なことです。表には出ないのかなと思えますが、しかし政府も2009年度からさらに力を入れるということでございますから、これは相当大きな社会問題というか、これは行政としてもやはり今後相当力を入れていくべき課題ではないかなと、このようにも思っているわけでございます。

この多重債務については、新聞等によりましていろいろな話がございますが、年間日本全国においては3万人以上の方が自殺をされているということが報道されております。その中には、やはり40代、50代、本当に働き盛りの方も相当含まれて

いる。これはそういった方の中には、この多重債務等によって相当問題によってそういう方向に行ってしまう方もいるのではないかなと、このように思えます。

そういったあれでは、今後この点については、行政としてもやはり相当力を入れていきたいと、このように思うわけでありましたが、特に私は議員という立場でいろいろな相談を受けることがあります。そのときには、1例を言いますと、多重債務によってどうにもならなくなってしまって、本来ならば最終手段としては自己破産ということがあるわけでありましたが、しかし追い詰められた方にとってはなかなかそこまで持っていけないと、そんな余裕も何もない、もうそのまま逃げてしまおうとか、そういう例も数多くあるわけですね。そういったあれでは、何かその辺について本市として何か最大限このぐらいだったら何か救済方法ができるかなと、この辺のお考えがあればちょっとお伺いをしたいと思えます。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 現在やっている以上のことをという要望的な話もあろうかと思えますけれども、行政というのは市民の個人的な生活にどこまで立ち入ったり、援助をしたりという線がなかなか難しいことでもありますけれども、やはり広報活動、相談窓口の充実といった分野で貢献していくと。実際に借りる人にそんなに借りちゃだめだよと直接的にはなかなか個人生活に行政が立ち入っていくことはできませんので、一般的な広報活動が限界なのかなというふうに思っています。

現在も、先ほど答弁いたしましたように、127件というのは私自身も非常に多いなという感じは受けました。

ですから、ますます今度は利息制限法とかそう

いう法律関係が改正されまして、多重債務に至っている人は高金利のものを借りて、非常にひどい目にあっている。そういう面では、法律改正もかなり有効に働くのかなというふうに思っています。

それらの法律の内容についてもお知らせをしていけば、今実際に借りている人は、これは自分のは違法な状態の中でお金を返しているのかもしれないということで、相談に見えて127件という数字にふえてきたんだというふうに思われますけれども、そういうふうな形で啓発活動を中心に進めさせていただきたいと、そして相談体制では十分に専門家と連携をして適切な解決に向けて助言をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） ありがとうございます。

現在ではそれが目いっぱいだというようなお話であります。これ多重債務者の中には本当にかなり追い込まれちゃっている方というのは、要するに表に出ない方、実際には数がもっと多いのかなと思うわけであります。

そこで、私ひとつ提言なんです。本当に追い込まれて最悪の事態を逃れるというか、それを避けるために、もしできましたら今後研究というか、検討というか、していただければと思うんですが、やはり自己破産の費用には弁護士の費用が数十万円ぐらいかかるわけですね。そういったあれでは全部が全部というわけにはいかないと思いますが、人によってはいろいろな保証人とかいろいろな面で本当に思ってもいないような、そういう状況に追い込まれちゃっている方も中にはいると思うんですね。

ですから、そういった方々に対しては、何らかの方法を、これ国・県いろいろあるかと思いますが、市においてもできれば自己破産の費用、この

辺も何らかの形で支援ができれば、そういった悲惨なことも減ることにもなるし、救済もできるのかなと、このように思うんですけども、この辺についてはどのようにお考えかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） なかなかそこまで行政が支援をしていくことでいいのかなというふうな、今そんなふうにしたわけなんです。ご提案でございますから勉強させていただきたいと思っておりますけれども、なかなか難しい問題だということだけは申し上げておきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 8番、東泉富士夫君。

○8番（東泉富士夫君） 大変ありがとうございます。

個人的なことでございますから、今、部長が言われたように、なかなかこれは難しいなという、私もそういう同感の部分も多いわけでございますが、いずれにしても今後そういった方が多い、ふえつつあると。国の方の金利のことも下がっていく。国は国として対策を講じているということもありませんが、できましたら、その辺も考えの中に入れていただいて、相当市民の中にもそういった問題で困っている方がいるということで、今後もぜひとも何らかの方法でもう一歩何か支援策ができればと、このように思いますので、今後ともぜひ前向きにいろいろな角度から検討していただければと、このように思っております。

以上で、私の市政一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（植木弘行君） 以上で、8番、東泉富士夫君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は
全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時45分